



UNFCCC第28回補助機関会合 (SB 28) 及び

条約の下での第2回AWG及び京都議定書の下での第5回AWG会合 (AWG5)

2008年6月2-13日

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 及び京都議定書の下で継続中の交渉の一環として、6月第1・2週にドイツ・ボンのマリティム・ホテルに於いて、4つの会合が開催された。条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第2回会合 (AWG-LCA 2) 及び京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ第5回再開会合 (AWG-KP 5) は、6月2-12日に開催、UNFCCCの科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA) 及び実施に関する補助機関 (SBI) の第28回会合は6月4日-13日に開催された。

会合には、政府関係者1314名、国連、政府間組織、NGO関係者713名、報道関係34名の計2,000名以上が参加した。

本会合は、気候変動に関する国際協力を強化するために進行中の話し合いの一環であり、京都議定書の「第1約束期間」が失効する2013年以降の期間についての議論も含まれる。AWG-LCAは、2007年のインドネシア・バリの第13回締約国会議 (COP 13) で設置され、2008年4月の第1回会合に於いて2008年の作業計画について合意を受けた。第2回会合では、適応、資金、技術などの主要問題への取り組みを支援するための3つのワークショップが開催され、より実質的な内容の討議へと軸足を移した。また、“長期協力行動に向けた共有ビジョン”、“気候変動の緩和”、“AWG-LCAの2009年の作業計画”に関する議論が始められた。

一方、2013年以降の附属書I国の約束について検討するため2005年に設置されたAWG-KPでは、附属書I国による排出削減目標の達成法について集中的な討議が行われ、参加者は柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化及び林業 (LULUCF)、温室効果ガス・セクター・排出源の分類、セクター別の排出量を対象とした今後のアプローチといった4つの個別の問題について取り組み、関連する方法論の問題に関する討議も行われた。



SBI及びSBSTAでは、UNFCCC及び京都議定書の下で継続中のいつもの議題や2013年以降の議論に密接に関連した問題などの幅広い問題が取り上げられた。SBIは、キャパシティビルディング、技術移転、京都議定書9条に基づく第2回見直しの準備などの問題を検討。SBSTAでは、技術移転や途上国の森林減少による排出の削減等の議題項目が盛り込まれた。

今次ボン会合では実質的に特に重要な期限が迫った問題を抱えていなかったが、今回初めてAWG-LCA、AWG-KP、SBI、SBSTA—これら4つの補助機関が並行して会合を行い、急増する問題やコンタクトグループの面で様々な課題を提示することとなった。総括すると、今次会合に於いて、30の結論書が採択され、4の決定書草案が2008年12月にポーランド・ポズナニで開催されるCOP・COP/MOPでの検討に付されることとなった。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）と京都議定書のこれまで

気候変動は持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つとされ、その悪影響は、環境、人の健康、食料安全保障、経済活動、天然資源、物理的インフラにまで及ぶと予想されている。また、人間が作り出す温室効果ガスの地球大気中濃度の上昇が気候の変化につながっているということで、科学者の意見が一致している。2007年11月に完成した、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書(AR4)は、人間の活動が90%以上の確率で最近の気候変動に寄与しているとし、既に観測されている、また今後見込まれる気候変動の影響について強調した。

気候変動に対する国際的な政治対応は、1992年の国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の採択に始まる。UNFCCCは、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度安定化を図るための行動枠組みを策定するものである。UNFCCCは、1994年3月21日に発効、現在192ヶ国の締約国が加盟している。これらの締約国は通常年1回開催される締約国会議(COP)の会合を通じて、決定書の採択、進捗状況の点検、更なる行動のための検討を継続している。1995年以降、COPは、科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)及び実施に関する補助機関(SBI)による作業支援を受けている。

京都議定書：1997年12月、京都で開催されたCOP 3に於いてUNFCCCの議定書に関する合意が成され、この議定書において、先進国及び市場経済移行国は、排出削減目標の達成を約束した。UNFCCCの下で附属書I国と呼ばれるこれらの締約国は、2008-2012年(第1約束期間)に、各国がそれぞれ個別の削減目標を設定し、附属書I国全体で6種の温室効果ガスの総排出量を1990年比で5.2%削減するという合意した。



COP3の後に、各国の排出削減の方法や排出削減量の計測方法を定める多くの規則や運用細則に関する交渉が開始された。このプロセスは、2001年11月、モロッコ・マラケシュで行われたCOP7でのマラケシュ・アコード合意により最終的に決定した。マラケシュ・アコードでは、議定書の3つの柔軟性メカニズム、報告、方法論やその他の条約の要素について詳細な規定が定められた。京都議定書は2005年2月16日に発効、現在182の国々が締約国となっている。

COP 11及びCOP/MOP 1 : COP 11及び京都議定書の第1回締約国会合 (COP/MOP 1) は、2005年11月28日-12月10日、カナダ・モントリオールで開催された。COP/MOP 1では、マラケシュ・アコードの正式採択を含めて、京都議定書の運用細則に関する未決事項についての決議が行われた。また、モントリオールでは、2013年以降の期間について検討するために可能な諸プロセスを含め、気候変動に関する長期的な国際協力についても交渉が行われた。これらの交渉が新たな補助機関の設立のためのCOP/MOP1の決議、すなわち、「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ」(AWG)の設立につながった。さらに、COP 11では、長期的な協力に関して、UNFCCCの下でも “条約の下での将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、または、マンデートに予断を与えることなく” 検討するため、COP13までの4回のワークショップで構成される“ダイアログ”を開催することが合意された。

AWG-KPと条約のダイアログ (対話) : COP 11から2007年12月のCOP 13までの期間に、新たに設置されたAWG-KPと条約ダイアログは、それぞれ4回の会合を行った。AWG-KPは、その作業計画の策定と緩和ポテンシャル及び排出削減量の幅についての分析を中心に行った。2007年8月にオーストリア・ウィーンで行われたAWG-KP会合は、附属書I国が削減可能な排出量の幅について焦点を当てた。「温室効果ガスの大気中濃度をIPCCが評価した最低の水準で安定化させるためには、今後10-15年以内に地球全体の温室効果ガス排出量をピークにつけ、21世紀半ばには2000年水準から半減以下に削減させなければならない」等とするIPCC第3作業部会による幾つかの主要な知見について言及した結論書が採択されることとなった。AWG-KPの結論書は、同水準に到達するために、2020年までに附属書I国が全体で1990年比25-40%の幅の排出削減を行うことが求められるということを確認した。

4回のワークショップでは、条約ダイアログは、開発目標、適応、技術、市場ベースの機会などを中心に検討し、ウィーンで2007年8月に行われた最終回のワークショップでは、それまでのワークショップで寄せられた意見をとりまとめ、融資を含む最優先事項や横断的な問題について取り組ん



だ。また、COP 13以降も“条約トラック”の下で議論を継続しようとする意志が締約国の中から示され、COP 13後の次のステップについても検討された。

AWG-KPと条約ダイアログに加えて、2006年にケニア・ナイロビで開催されたCOP/MOP 2で開催された京都議定書9条に基づく第1回レビューの下でも2013年以降の問題が検討された。また、途上国からの自主的な約束を承認するための手続きに関するロシア提案についても議論された。

バリ気候会議: COP 13及びCOP/MOP 3は2007年12月3-15日、インドネシア・バリに於いて、AWG-KP第4回再開会合と並行して開催された。バリ会議の焦点は、2013年以降の問題であり、2009年12月のCOP 15までに2013年以降の枠組みをとりまとめるための2年間のプロセス、いわゆる“バリ・ロードマップ”に関する合意をめざして、交渉時間の大部分が費やされた。バリ・ロードマップは、条約と京都議定書の下での“トラック (tracks)” について定めている。

条約の下では、条約ダイアログのフォローアップに関する交渉の結果、2009年までに完了となる長期協力行動のための包括的なプロセス発足をめざすAWG-LCAの設置を定めたバリ行動計画の合意となった。バリ行動計画は、緩和、適応、資金、技術という4つの要素を定めており、4分野それぞれの下で検討すべき問題に関するリストを盛り込み、“長期協力行動のための共有ビジョン”への取り組みを求める内容となっている。

京都議定書の下では、バリのAWG-KPは2008-2009年の活動や会合に関する詳細な計画について合意した。さらに、COP/MOP 3では、2008年12月のポーランド・ポズナニで開催されるCOP/MOP 4での議定書9条に関する第2回レビュー準備についての検討が行われ、クリーン開発メカニズム (CDM)、IPCC AR4、適応、実効性、実施、遵守などの問題を含め、第2回レビューで検討すべき多くの問題点が特定された。

AWG-LCA 1 及び AWG-KP 5: 第1回AWG-LCA及び第5回AWG-KPは、2008年3月31日-4月4日、タイ・バンコクで開催された。AWG-LCA 1の中心テーマは2008年作業計画の策定だったが、会合の最後に作業計画が採択され、“一貫した総合的かつ透明性ある方法で” AWG-LCAの各会合でバリ行動計画のすべての要素について議論を進めることを目指すこととなった。2008年中に開催予定のインセッション・ワークショップ8回の日程を含めた細かな作業計画が定められた。

AWG-KPは、附属書I国が排出削減目標を達成するための方法分析に関するインセッション・ワークショップを開催した。AWG-KP 5は、2013年以降も京都議定書に基づく柔軟性メカニズムを継続させ、附属書I国の国内行動を補完させるべきであると示唆した。



会合レポート

UNFCCCの下での長期的協力の行動に関する第2回特別作業部会(AWG-LCA 2)は6月2日(月)に開始、京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する第5回アドホック・ワーキング・グループ再開会合も同じく6月2日(月)に開始、第28回UNFCCC補助機関会合(SB 28)も6月4日(水)に開始となり、幾つかのインセッション・ワークショップと数多くのコンタクトグループならびに非公式協議が行われた。

全体として、これらの会合の結果、30の結論書と4つの結論書草案が採択され、COP及びCOP/MOPでの検討に付されることとなった。本レポートでは、AWG-LCA、AWG-KP、SBSTA、SBIの議題に基づき、議論と成果について総括する。

条約の下での長期的協力の行動に関する特別作業部会 (AWG-LCA)

AWG-LCAのLuiz Machado議長(ブラジル)が6月2日(月)午前に開会を宣言し、AWG-LCAの2008年作業計画に記載された全ての項目について前進させる必要があると強調した。

その後、締約国による開会のステートメント発表が行われた。アンティグア・バーブーダは、G-77/中国の立場から、気候変動との闘いにおいては先進国が率先して行動すべきであるとし、AWG-LCAは現在進行中の他のプロセスを置き換えるべきものではないと主張した。長期的協力の行動については、スロベニアが、EUの立場から、今次会合で結論書に合意すべきだと述べた。バングラデシュは、後発発展途上国(LDCs)の立場から、適応こそが最優先課題として実際的な支援を受けるべきであると述べた。

オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、国情の違いに配慮しながら、AWG-LCAの作業をすべての締約国による行動を伴うCOP 15での成果につなげるべきだと述べた。日本は、能力の違いに応じたすべての国による緩和とセクター別アプローチについて強調した。インドは、セクター別アプローチへの懸念を示した。中国は、バリ行動計画の核心は、途上国に資金と技術を提供しつつ、先進国の排出削減の約束を更に進めることであると述べた。また、米国は、1992年以降の世界経済の急速な変化を反映させるべきだと述べた。

その後、議題および作業編成(FCCC/AWGLCA/2008/4)が採択され、Machado議長がセッションに関するシナリオ・ノート(FCCC/AWGLCA/2008/7)を紹介した。

長期的協力の行動による条約の完全かつ実効性ある持続的な実施を可能にするために

会合では、この議題にほとんどの時間が費やされた。AWG-LCAの2008年作業計画は4月の第1回会合でとりまとめられ、AWG-LCA 2では特にバリ行動計画(決定書 1/CP.13)で概要が定められた主



要な要素である長期的協力の行動に向けた共有のビジョン、緩和、適応、技術及び資金に関する問題など、より実質的な問題に焦点が当てられた。

こうした問題は、まず6月2日のAWG-LCA 2全体会合で取り上げられ、長期的協力の行動に関する全般的な意見交換の後、適応、技術、資金問題に関する意見交換の促進をめざし、3つのインセッションワークショップが行われた。詳細については下記URLを参照のこと。

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12365e.html>、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12366e.html>、
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12368e.html>。

6月5日の最終AWG-LCAワークショップを受けて、この議題項目は6月6-11日にかけて行われた5回のコンタクトグループでバリ行動計画の主要5要素それぞれに関する討議が行われた。AWG-LCAでは、6月12日の閉会プレナリーに於いて、これらの問題に関する結論書が採択された。次の項では、バリ行動計画の5要素それぞれについての議論について考察し、結論をまとめる。

長期的協力の行動のための共有ビジョン: 6月9日のAWG-LCAのコンタクトグループでこの問題が取り上げられた。フィリピンが、G-77/中国の立場から「共有のビジョンとは、先進国が排出量の削減においてリーダーシップをとり、途上国は過去の過ちを回避するべくクリーンな開発経路を追求することであり、適応は必要不可欠の要素である」と述べた。スイスは、環境十全性グループの立場から「共有のビジョンは、すべての締約国間の協力のための枠組みを提供すべきであり、長期的な気候目標と目標達成の手段を含むものである」と述べた。南アフリカは、アフリカ・グループの立場から「2050年までに少なくとも半減、2020年までに1990年水準比25-40%削減という目標を含めた先進国向けの拘束力ある野心的な目標 (ambitious goals) の下支えがあるならば、意欲的な目標 (aspirational goal) は受け入れ可能だろう」と述べた。中国は、「共有のビジョンは、必ずしも具体的な数値目標を意味するものではないが、長期的な目標、ゴール、手段などに関するステートメント (声明) である」とし、意欲的な目標には負担分担に関する議論を盛り込まなければならないと述べた。

バルバドスは、小島嶼国連合 (AOSIS) の立場から、気温上昇が2°C以上になった場合の小島嶼後発途上国 (SIDS) への影響研究を行うことを求めた。EUは、2°Cベースの長期目標には、2050年までに1990年比で少なくとも半減させることが必要であり、緊急に短期行動を起こす必要があると示唆されるとし、すべての先進国が先陣を切り、2020年までに1990年比25-40%の範囲で拘束力ある義務目標を定めなければならないと述べた。ニュージーランドは、他の国際的プロセスでも現在、長



期目標について議論されており、義務目標ではなく、科学情報に基づき、定期的な見直しが行われるような目標にすべきであると述べた。

バングラデシュは、LDCsの立場から「共有のビジョンには、途上国が持続可能な開発を行う権利を盛り込むべきであり、リスク低減のための戦略を含めた適応政策が必要である」と述べた。マレーシアとパキスタンは、非附属書I国にとって、附属書I国の異なる数値目標がどのような意味合いを持つのか分析することを提案した。ブラジルは、「共通するが差異ある責任の原則」、「歴史的な責任」及び「利用可能な最善の科学」を踏まえた長期目標を提案した。米国は、長期目標は科学と意欲に基づき、昨今の経済成長の変化と一致した、グローバルで、現実味のある内容にすべきであると述べた。

緩和: 本件については、6月2日のプレナリーで、長期的協力の行動に関する議題項目の他の要素とあわせて最初に取り上げられ、その後、6月9日（月）午後のコンタクトグループで討議された。G-77/中国は、先進国と途上国の緩和行動には違いがあるはずであると主張した。米国をはじめ、数カ国が、「すべての国が国ごとにふさわしい緩和行動を講じる必要がある」と主張した。排出量の測定・報告・検証 (MRV)については、EU、ブラジルなどが、取り組みの比較可能性と京都議定書を批准していない附属書I国の行動について強調した。インドは、途上国におけるMRVは、国際的に実現される緩和行動についてだけ適用されるものだと説明し、中国がこの意見を支持した。また、ブラジルは、国ごとの基準を元にすべきであると主張した。アイスランドと日本が、セクター別アプローチについて強調する一方、中国が新しい問題点やコンセプトを紹介しながら反対を唱えた。ノルウェー、アイスランド、日本、スイスは、森林減少・劣化による排出の削減(REDD)に賛成の意を示した。マレーシアと環境十全性グループが、技術、資金及びキャパシティビルディングの重要性を強調した。

適応: 6月2-3日に開催された“資金・技術による適応の推進”に関するインセッション・ワークショップで本件について検討された。詳細はURL参照。(<http://www.iisd.ca/vol12/enb12365e.html> and <http://www.iisd.ca/vol12/enb12366e.html>)

AWG-LCAのMachado議長が議長を務めたコンタクトグループで6月6日、本件が討議された。適応の緊急性と重要性が強調される中、EUは、適応枠組みに関するEU案について繰り返し主張し、AOSISは条約の下での適応委員会について提案した。バングラデシュは、各国ごとに適応行動計画と資金ニーズ評価を作成することを提案した。



技術開発・技術移転: 6月3日のインセッション・ワークショップで討議された。(ワークショップに関する詳細情報: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12365e.html>)

AWG-LCAのMachado議長は6月6日、同ワークショップに関する議長サマリー(FCCC/AWGLCA/2008/CRP.2)を紹介、6月7日にAWG-LCAは技術に関するコンタクトグループを開催した。ニュージーランドは、農業分野の緩和技術について強調した。G-77/中国は、緩和と適応のための技術を等しく扱うよう主張し、条約の下での技術移転メカニズム設置の必要性を強調した。EUは、条約の下での制度的な取り決めに支持し、新たな調整機関の設置を提案した。ガーナは、技術移転に関するMRVを強調し、附属書I国による報告ガイドライン、年次報告書及び条約のレビューメカニズムとの連携を示唆した。アフリカ・グループは、知的所有権 (IPR)が大きな障害であるとし、適応分野は民間部門の投資を引きつけていないと述べた。パキстанは、ライセンス供与の義務化を強く主張した。AOSISは、早期警戒技術について強調した。

資金源・投資: 6月5日のインセッション・ワークショップで本件が討議された。(詳細は次のサイト参照: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12368e.html>)。その後、6月7日のコンタクトグループで討議されたが、G-77/中国は、附属書I国の約束の実施から資金が出るべきであると発言した。米国は、民間部門が主要な資金元となるべきであるとし、EUが炭素市場の役割や革新的な融資、民間投資の活用を強調した。インド、アフリカ・グループ、中国及びAOSISは、民間部門は限定的な役割しか担えないと主張した。アフリカ・グループは、緩和と適応のバランスの取れた資金調達を検討を求めた。

AWG-LCA 結論書: 結論書 (FCCC/AWGLCA/2008/L.5)で、AWG-LCAは締約国とオブザーバー機関に対し、バリ行動計画の第1パラグラフ(5つの主要要素)に関して、さらに情報、意見及び提案を提供するよう求め、締約国にはAWG-LCAの5要素の検討に集中するために第1パラグラフの具体的な文章案を提出することを要請している。さらに、事務局に対して、情報を受取次第、サブミッションをとりまとめUNFCCCウェブサイト上に掲示することを要請している。

また、AWG-LCAが事務局に作成を要請している文書は次の通り：農業部門の緩和に関するテクニカルペーパー、革新的な保険ツールに関するテクニカルペーパー、投資と資金フローに関するテクニカルペーパーの更新、国連システムの中での適応関連の活動に関する情報メモ。

2009年作業計画

6月2日(月)のプレナリーで最初にYvo de Boer事務局長より本件(FCCC/SBI/2008/4/Add.1-FCCC/AWGLCA/2008/5)に関して紹介があり、AWG-LCAのMichael Zammit



Cutajar副議長がその後に二国間協議を執り行った。会合の回数と期間を中心に議論が進んだが、途上国を中心とする多くの国々がそうした会合に出席し、効果的に参加できるかどうか懸念を表明した。一方、先進国の多くは、できるだけ多くの会合への出席にやぶさかではないと前向きではあったが、やはり会合数と期間については憂慮していた。

AWG-LCA 結論書: AWG-LCAは、結論書 (FCCC/AWGLCA/2008/L.4)の中で、2009年中に4回のAWG-LCA会合開催を確認。初回を3月/4月、6月に第30回国連補助機関会合 (SB 30) と平行して2回目を、3回目を8月/9月に、4回目を11月30日-12月11日にCOP 15と並行して開催する予定と記した。また、AWG-LCAは、2009年中に5回目の会合を行う必要があるかどうかポズナニでのCOP 14までに決定する必要があると指摘した。なお、AWG-LCAは、これら会合の開催地及び期間については、SBIに決定を委ねることで合意した (本レポートSBIの政府間会合の調整の欄を参照)。

閉会プレナリー

AWG-LCA 2の最終全体会合は6月12日 (木) 午後に行われ、本会合の報告書が採択された (FCCC/AWGLCA/2008/L.3)。

閉会の声明としては、Business and Industryがセクター別アプローチと市場ベースのアプローチ、さらに貿易障壁撤廃の重要性を強調した。環境系のNGOらは、気温2℃上昇を超えた気候変動を回避し、ミレニアム開発目標を達成する必要があると強調した。

スロベニアは、EUの立場から、日本、オーストラリアなどと同調して、プロセスを加速化させる必要があると強調した。アンティグア・バーブーダは、G-77/中国の立場から、AWG-LCAと他のプロセスと連携させようとする試みはAWG-LCAを希薄化させる恐れがあるとし、今後の会合の作業は条約の原則を土台にするべきだと述べた。日本は、AWG-LCAの下での議論とAWG-KPの下での議論と整合性を図るべきであると述べた。参加者への感謝の意を述べ、Machado議長は午後5時58分、AWG-LCA 2の閉会を宣言した。

京都議定書の下でのアドホック・ワーキング・グループ (AWG-KP)

AWG-KPのHarald Dovland議長 (ノルウェー)は6月2日 (月) 午前、AWG-KP第5回再開会合の閉会を宣言した。アンティグア・バーブーダは、G-77/中国の立場から、附属書I国の排出削減のための数値目標を重点的に討議することを求めた。アルジェリアは、アフリカ・グループの立場から、附属書I国が2020年までに90年比25-40%の幅で野心的な削減目標を設定することを求めた。モルジブはLDCsの立場から大幅な削減を求めた。



オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、AWG-KPと他のUNFCCCプロセスとの直接的なリンケージを指摘、とりわけ、AWG-LCAと京都議定書9条の下での第2回見直しとのリンケージについて留意した。ツバルは、AOSISの立場から、附属書I国の約束は国全体の目標という形をとるべきであり、そうした目標の基準年には1990年を今後も使用すべきだと述べた。

作業組織について締約国の合意があり、AWG-KP 5第1部で採択された議題項目について(FCCC/KP/AWG/2008/1)の討議が続けられた。

排出削減目標の達成手段及び実効性と持続可能な開発への貢献の強化策の特定に関する分析

排出削減目標の達成手段の分析は、ボンのAWG-KPの主要議題であった。この件については、バンコクのAWG-KP 5第1部で検討を開始し、2008年8月にアクラで開催予定のAWG-KP 6第1部で結論を出す予定となっている(FCCC/KP/AWG/2005/5)。

この議題項目には、「柔軟性メカニズム」、「LULUCF」、「セクター別排出量」、「温室効果ガス、セクター及び排出源」の分類という4つのサブ議題が含まれる。

6月2日のプレナリーでの最初の討議の後、6月2-3日のインセッション円卓会合で本議題項目が取り上げられた。(円卓会合についての詳しい情報: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12365e.html>、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12366e.html>)

6月4日のAWG-KP全体会合で円卓会合での本議題項目の下での作業に関する議論のフォローアップが行われた。AWG-KPのDovland議長が、附属書I国が目標を設定する前に利用可能な“手段”、“ツール”、“ルール”、または“ガイドライン”について理解することが目的であると説明した。「柔軟性メカニズム」、「LULUCF」、そして“温室効果ガス、セクター及び排出源”、“セクター別アプローチ”という2つのサブ議題と方法論に関する問題という別の議題を網羅する「その他の問題」という3つのコンタクトグループの設置が決まった。

これらのコンタクトグループによる議論の結果、各サブ議題に関する結論書草案、ならびにこれらサブ議題のリンケージを取り上げた全体的な短い結論が合意された。全体的な結論をすぐ下に記載し、その後に4つのサブ議題それぞれの議論と結果を記すことにする。

AWG-KP 結論書: 排出削減目標の達成手段に関する全般的な結論書(FCCC/KP/AWG/2008/L.4)では、AWG-KPは、特に、プロジェクトベースのメカニズムの下でのLULUCF活動に関するAWG-KPの作業は、LULUCFに関する非持続性及び方法論に関する問題の結果を通知されなければならないことに合意している。また、AWG-KPは、今後可能なインプットとなりうるバリ行動計画の下での作業について留意している。



排出量取引及びプロジェクト・ベースのメカニズム:柔軟性メカニズムに関する諸問題については、Christiana Figueres Olsen (コスタリカ)及び Nuno Lacasta (ポルトガル)が共同議長を務める6月4-12日のラウンドテーブルとコンタクトグループ、非公式協議で討議された。

様々なメカニズム改善案について議論が集中し、“討議リスト”も盛り込んだ全てのアイデアを受けて、可能なメカニズム改善案のリストアップが開始された。その後、第1、第2約束期間の問題ごとに提案を分類、AWG-KP結論書には2つの個別の付属書として盛り込まれた。共同議長は、第2約束期間の問題の中身はア克拉のAWG-KP 6で検討予定だと説明した。第1約束期間の問題については、AWG-KPは、COP/MOP 4でリストの検討を行い、適切な行動を講じるよう勧告するというところで合意した。

ツバルは、多くの提案はマラケシュ合意の修正を必要とするものであるとし、それらを第2約束期間の提案として分類することを要請した。EUは、第1約束期間のはじめに主要な問題の規定を変更することは炭素市場を揺るがしかねないと強調した。

また、3つの京都メカニズムであるCDM・共同実施 (JI) ・排出量取引の各々ならびに横断的問題について突っ込んだ議論が行われた。

クリーン開発メカニズム (CDM) :特に、CDMのスコープ (対象範囲) に炭素回収・貯留 (CCS)、原子力活動、セクター別クレジット及び各国の適切な緩和行動に基づいたクレジットを含む様々な提案が行われた。ニュージーランド、気候行動ネットワーク (CAN) などは、原子力を対象に含めることに反対を唱え、ブラジルなどがCCSに反対した。

CDMに基づくLULUCFについては、アフリカなどを含む一部の途上国が、REDDからのクレジットなどを適切な活動の対象として拡大する案に賛成した。中国、インド、ブラジルなどは、新規植林・再植林活動に限定される現行の範囲を維持することを主張した。具体的な提案を“その他のLULUCF活動”に関する検討という一般的な言及と取り替えることで合意がなされた。また、これらの問題に関する作業は、AWG-KP LULUCFグループによる非永続性に関する作業の通知を受けるということでも合意が成された。

さらに、新規植林・再植林活動プロジェクト向けの計算ルールの代替案について数カ国の支持が寄せられた。ツバル、ブラジルなどは、LULUCFグループで検討すべきだと主張し、AWG-KPによるLULUCFに関する作業について言及する脚注を挿入することとなった。

CDMのガバナンス改善と追加性の要件変更に関する様々な提案がリストアップされ、その一部が第1約束期間中に検討可能なものと分類され、その他のものがア克拉で検討すべき提案と分類された。



CDMプロジェクトのアクセス改善については、CDMホスト国の取り扱いと特定のプロジェクトタイプの扱いを差別化するという提案がいくつか挙げられた。こうした提案は第2約束期間に係わるものと位置づけ、内容についてはアクラで検討するという事で合意があった。

共同実施 (JI) : カナダは、CDMから共同実施 (JI)への締約国のレベルアップを図るためのモダリティ策定を提案、特に、JIの対象範囲拡大、効率改善、追加性評価法の代替案などに係わる幾つかの意見がリストに盛り込まれた。

排出量取引: 排出量取引制度の連携とクレジットの相互受け入れ(代替可能性)について議論があった。CANはそうした問題は二国間協議で行うべきだと強調した。約束期間リザーブについては、ニュージーランドが削減を提唱、ツバルが増加案を支持した。

6月12日、AWG-KP結論書が採択された。

AWG-KP 結論書: 結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.8)で、AWG-KPは、特に:

- AWG-KPのメカニズムに関する作業は、条約および議定書の下での“その他の機関によるその他の作業を予断もしくは制限するものであってはならない” ことで合意
- アクラでの結論書の採択をめざし、本件に関するAWG-KPの作業を“マンデートの範囲内で、作業計画に従って”継続することで合意
- 現行の約束期間中に適用を検討されうる問題が数多く特定されたと指摘し、COP/MOP 4で議長リストを検討し、適切な行動を講じるように勧告

また、結論書には2つの附属書がある。附属書Iは、AWG-KPによる如何なる行動を予断することなく附属書I国が排出削減目標を達成するための手段として今後可能なメカニズムの改善に関する意見をとりまとめており、CDMに関しては、特に、以下の意見を挙げている。

- CDMのスコープ修正
- CDM理事会の監督機能の強化
- 締約国・プロジェクトタイプの取扱いの差別化
- 持続可能な開発に対するCDMの貢献の強化
- 新規植林・再植林プロジェクトに対する需要の拡大
- CDMプロジェクトの共同便益 (コベネフィット) の増強
- CDMを二国間プロジェクトに制限
- 地球温暖化係数 (GWP)の代替案の検討
- 技術移転の強化

附属書 I にリストアップされたJIに関する提案は下記の通り。

- CDMからJIへの締約国のレベルアップのためのモダリティ策定
- LULUCFプロジェクトに対するアプローチの一貫性について検討
- JIのスキームの森林減少・劣化や各国の適切な緩和行動によるクレジットへの拡大
- JI監督委員会の監督機能強化と効率改善
- 事務局、認定独立組織、ホスト国政府についての役割の検討
- 環境十全性および追加性を確実に実現するための代替策の検討
- 指標によるホスト国の適格性の定義を含めた、締約国とプロジェクトタイプの取扱い差別化

附属書 I にリストアップされた排出量取引に関する提案には特に以下の内容が含まれる

- セクター別目標及び各国の適切な緩和行動をベースとした排出量取引の導入と非附属書I国における自主的な制度との連携
- 排出量取引制度の連携及びクレジット単位の相互受け入れ(代替可能性)の拡大
- 約束期間リザーブの修正

横断的問題に関する、附属書I国の提案内容は下記の通り。

- 繰越（キャリーオーバー）制限の再考
- 登録簿単位の種別数の制限
- クレジット収益の一部（SOP）の拡大
- 中間約束期間の“true-up”プロセス

附属書 IIでは、COP/MOPが第1約束期間に検討し、効果性、効率性、アクセス性、持続可能な開発への貢献を改善することを含む適切な行動を講じようとするCDM/JIに関する諸提案をリスト化している。横断的な問題としては、同リストで京都議定書の附属書Bに記載された附属書I国の約束の記載手続きの改善について言及している。

土地利用、土地利用変化及び林業部門: 6月4-11日にかけてBryan Smith (ニュージーランド)と Marcelo Rocha (ブラジル) が共同議長を務めたラウンドテーブル、コンタクトグループ、非公式協議でLULUCFに関する問題が検討され、6月12日のAWG-KPプレナリーで結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.5)が採択された。

ラウンドテーブルでは、幅広い意見が出され、ツバルなどが京都議定書3.3条 (新規植林・森林減少) 及び 3.4 (追加活動) に対する大幅な変更に反対したが、オーストラリアなどは京都議定書の附

属書Aに他の主要部門と同様な取扱いでLULUCF部門を記載することを提案した。中国は、交渉時間の不足を理由に、第2約束期間の諸規定は現行規定と両立させるべきであると主張した。インドは、附属書I国の化石燃料由来の排出量を削減する必要があるとし、LULUCF問題への議論の集中に疑問を投げかけ、ブラジルがこれを支持した。

コンタクトグループ及び非公式協議では、8月のアクラでのAWG-KP 6 第1部での結論書の採択をめざし、第2約束期間のLULUCFの取扱いの定義、モダリティ、ルール及びガイドラインの対応法が検討された。こうした議論の主な成果は、AWG-KP結論書に検討用の意見がとりまとめられ、附属書として添付されたことである。

決定書 16/CMP.1の原則の挿入については懸念を示す締約国もあった。結局、その原則が今後も適用されるということで合意する代わりに、原則について“配慮する”ということで合意が成立したが、G-77/中国、スイスなどは代案の方が良いという意見であった。京都議定書3.4条（追加活動）の下に新たな活動を追加することにブラジルが提起した懸念を受けて、追加的な3.4条活動という言葉が削除することが決まった。また、ブラジルは、定義とガイドラインに関する合意についての文面追加を支持、参加者はリストの定義を含めることで合意した。

AWG-KP 結論書: 結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.5)で、AWG-KPは、さらなる議論で決定書 16/CMP.1で規定されているLULUCF取扱いに適用される原則について“配慮”すべきであることを認識している。

また、結論書には、AWG-KPによって“いかなる行動を予断することのない”検討課題と締約国のオプションに関する議長の見解とりまとめを記載した附属書が入っている。附属書には、特に、下記のリストを記載している。

- 整合性、ファクタリング・アウト、排出量と除去量の算定における対称性、持続可能な森林経営などを含めた横断的な問題
- 京都議定書3.3条及び3.4条に基づく活動ベースのアプローチに対する“僅かの変更”、“より多くの変更”、“多くの変更”といったオプション
- 条約の下での報告に関する土地ベースのアプローチ
- 伐採木材製品（HWP）
- 特に、土地利用の柔軟性、自然災害を受けやすい地域の算定からの一時除去および割引率の適用可能性
- 植生退化、森林減少、湿地管理・回復・劣化を含む、今後見込まれる新たな活動

セクター別アプローチ、温室効果ガス・セクター・排出源の分類: 6月4-12日、AWG-KPのDovland議長によるラウンドテーブル、コンタクトグループ及び“その他の問題”に関する非公式協議の中で討議された。6月12日、AWG-KPの閉会プレナリーで結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.6)が採択された。

温室効果ガス・セクター・排出源の分類については、対象範囲の拡大が議論の焦点となった。カナダなどは、追加する前にまずは新たなガスを追加した場合の影響を考察しなければならないと強調した。ニュージーランドは、オゾン層破壊との関連を検討するよう提案した。EUは、新たなガス、特にAR4の温暖化係数 (GWP) リストにあるガスを追加することを支持した。

セクター・排出源の分類については、航空・海運部門のバンカー燃料からの排出量に焦点が当てられた。UNFCCC、国際海事機関(IMO)、国際民間航空機関(ICAO)の下で可能な行動について、議論が行われた。アルゼンチン、EU、ノルウェーなどが、UNFCCCの下での航空・海運部門の排出規制を支持する一方で、シンガポールなどは、IMO及びICAOを通して対応する案を支持した。EUは、同部門で排出量が著しく増加しているとし、気候変動の緩和が重要であると強調した。

サウジアラビア、クウェート、カタールは、航空・海運部門のバンカー燃料油からの排出対策に反論し、サウジアラビアは、本件の議論を行う前に、京都議定書2.2条の修正が必要になるだろうと述べた。ツバルは、航空・海運部門のバンカー燃料油に関する金融ツールをREDDの財源として検討することを提案した。この附属書は締約国から寄せられた全ての意見を包含するように意図されていたが、一部の締約国による抵抗が強かったため、この項は最後の附属書の中で括弧書きで入れることとなった。

セクター別アプローチについては、数名の参加者により、共通理解が必要であると指摘された。EUは、1) 国別目標を設定するための分析ツールとしてのボトムアップ・アプローチ、2) クレジットなしで途上国において共同で行うセクター別目標、3) セクター別のクレジットと取引の制度という3つの意味について簡単に説明した。

G-77/中国は、セクター別アプローチは附属書I国の国別目標を置き換えるものではないと主張し、ニュージーランド、日本などととも、これを補完的なものとすべきであると応じた。しかし、EUと中国などの国々との間で、AWG-KPがセクター別アプローチを検討するマンデートを担っているかどうかという点を巡る論議が巻き起こった。結局、セクター別アプローチは“附属書I国が排出削減目標を達成するための手段として利用できるが、それを置き換えるものではない”と記述することで合意がなされた。附属書には“AWG-KPのマンデートの枠内”のセクター別アプローチは特に“非附属書I国の約束につなげるべきではない”とも記載された。

AWG-KP 結論書: 結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.6)で、AWG-KPは特に: セクター別の排出量をターゲットとしたアプローチは附属書I国が目標達成の手段として利用しうるが、附属書I国の目標を置き換えるものではないとし、アクラのAWG-KP 6第1部での結論書の採択をめざして作業を継続することで合意している。

また、結論書には、AWG-KPによって“いかなる行動を予断しない”締約国の見解に関する議長とりまとめを含めた附属書を盛り込んでいる。セクター別アプローチについては、附属書は特に、下記の点を指摘している。

- 附属書I国におけるセクター別の排出量をターゲットとしたアプローチは、附属書I国の約束達成を支援し、真の気候ベネフィットにつなげるべきである。
- “AWG-KPのマンドートの枠内で、作業計画に応じた”セクター別アプローチは附属書I国の国別目標を置き換えるものではなく、非附属書I国の約束につながるものでもなく、恣意的な、もしくは不当な差別や国際貿易を装った制限を構成するものではない。

温室効果ガス・セクター・排出源の分類については、附属書は、特に下記の通り列挙している。

- AR4をベースに温室効果ガス・セクター・排出源の包括的な対象範囲を確保
- 環境十全性を確保
- 新たなガスを追加する場合の影響を検討
- 温室効果ガス・セクター・排出源の対象範囲拡大による今後の影響を検討

また、航空・海運部門のバンカー燃料油について、特に、京都議定書 2.2条 (バンカー燃料油)とIMOとICAOの今後の役割について指摘した括弧書きの項目が含まれている。

方法論に関する問題の検討

ボンAWG-KPでは、人為的な排出量及び温室効果ガスの温暖化係数 (GWP) の推計に適用される方法論を含め、方法論に関する問題に関する作業を開始。本件はAWG-KPのMama Konate副議長 (マリ) 6月3日のプレナリーで最初に提起され、6月7日のワークショップで検討された。(本ワークショップに関する詳細情報: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12370e.html>)

また、6月6-11日までAWG-KPのDovland議長によるコンタクトグループと非公式協議でもこの問題は取り上げられた。これらの協議では、いくつかの国がGWPの代わりに地球気温係数 (GTP) の利用に関する実現可能性を探ることに関心を寄せた。ブラジルがGWPの欠陥を強調する一方で、EU、ノルウェーがGWPの利用継続を支持した。カナダは、GTPはまだ証明済みの方法論だとは言えない

として、実績ある方法論の必要性を指摘した。G-77/中国は、結論書にあるGWPの言及を“GWP/GTP”と置き換えるよう提案した。ニュージーランド、EU、ノルウェー、カナダ、スイスは、第2約束期間中の報告向けに2006年IPCCガイドラインを利用することを提案したが、更に方法論に関する作業が必要となるだろうと述べた。南アフリカは、G-77/中国の立場から、2006年IPCCガイドラインの採択を検討する準備ができていないと述べたが、ガイドライン採択に係わる影響についての研究は有益だと発言した。

6月11日、締約国の見解をとりまとめた附属文書を含めて本文について合意に至り、6月12日にAWG-KPで本件に関する結論書が採択された。

AWG-KP 結論書:結論書 (FCCC/KP/AWG/2008/L.7)で、AWG-KPは特に、方法論に関する問題に関するワークショップでの見解とりまとめ(FCCC/KP/AWG/2008/MISC.3)について留意し、アクラのAWG-KP 6第1部での採択をめざして、結論書に関する作業を継続することで合意した。

また、結論書には、AWG-KPによる“いかなる行動も予断しない”議長による締約国からの見解総括を盛り込んだ附属文書が入っている。

附属文書は、各約束期間の間で報告の整合性や比較可能性を図るといった全般的な問題点について取り上げている。また、国別GHGインベントリ向けに2006年IPCCガイドラインを採用することによる影響等を含め、GHG排出量の推計のための方法論について考察している。さらに、GWPについて、適切な共通の計量基準を使用したバスケット方式をベースにしたアプローチの継続、GWP改訂および新たな計量基準として地球気温係数(GTP)を採用することによる影響についての検討、“上記の影響を踏まえた”GWP及びGTPを含めた適切な共通計量法の検討についても記載している。

閉会プレナリー

AWG-KP 5閉会プレナリーは6月12日(木)夕方から行われ、会合報告書(FCCC/KP/AWG/2008/L.3)の採択後、閉会ステートメントが発表された。

AWG-KPのHarald Dovland議長は、アクラのAWG-KP 6に於いて、排出削減手段に関する結論書の採択が予定されており、議長の見解総括が作業に役立つことを期待しているとし、この先、“莫大な作業量と困難な交渉”が控えている中、進捗ペースを上げていく必要があると述べた。また、締約国に対しては“全く新しい協調の精神”が必要だとし、次の会合に向けて十分な準備を行うよう求めた。



スロベニアは、EUの立場から、更なる議論は困難だと予測し、排出削減の野心的な水準を実現するために革新的かつオープンマインドな状態が必要だと強調した。アンティグア・バーブーダは、G-77/中国の立場から、京都議定書3.9条(更なる約束)を踏まえた法的なAWG-KPのマンデートを超えた提案に対する懸念を示した。

気候行動ネットワーク (CAN) は、原子力やCCSを京都メカニズムの対象に含めるといった多くの提案は受け入れられないと述べ、附属書I国の航空・海運部門に対する排出キャップの義務化とLULUCFに関する均整の取れた計算を求め、吸収源はカウントして排出量についてはカウントしないというルールを批判した。

AWG-KPのDovland議長は、進展のスピードアップを求める数々の意見について指摘し、そうした進展を実現できるのは締約国だけだと強調しつつ、各位の作業に対する感謝の意を述べた。午後7時5分、議長がAWG-KP 5の閉会宣言を行った。

科学・技術上の助言に関する補助機関

科学・技術上の助言に関する補助機関の第28回会合 (SBSTA 28) は、6月4日水曜日、Helen Plume (ニュージーランド) 議長の開会宣言で開会した。参加者は議題書ならびに作業構成書 (FCCC/SBSTA/2008/1) を採択した。

適応に関するナイロビ作業計画

気候変動の影響、気候変動に対する脆弱性および適応に関するナイロビ作業計画 (NWP) は、2006年のCOP12にて最終決定され、気候変動の影響ならびに気候変動に対する脆弱性と適応の科学的、技術的、社会経済的側面に関する5ヵ年の作業計画を定めた。ボンの会合で、締約国は、この5ヵ年の第1部での成果の検討、ならびに第2部の追加行動決定という課題に取り組んだ。

ボンでは、6月4日のSBSTA会合でこのNWP問題が初めて議論され、事務局は関連文書 (FCCC/SBSTA/2008/2-5, FCCC/SBSTA/2008/MISC.3 and Add.1, 2) を提出した。その後、6月7日に行われたNWPの下でのモデル研究、シナリオ、ダウンスケーリングに関するワークショップでも議論された。(このワークショップに関する詳細は右記を参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12370e.html>)

また6月5-12日、Kishan Kumarsingh (トリニダードトバゴ) とDonald Lemmen (カナダ) を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議でもNWP問題の広範な議論が行われた。



コンタクトグループでは、SBSTA議長のPlume作成の文書草案を中心に議論が進められた。この議論を建設的と評する参加者もいた。この1週間の議論で、締約国は、ナイロビ作業計画の継続性を確保し、本会合で作業を完了することにより信頼性を保持する必要があることを強調した。多数の附属書I締約国が、SBSTAで資金調達を議論する中、十分な議論なしにSBIへ議題項目を送ることに対する懸念を表明した。

数カ国の途上国は、より行動主体のアプローチを求めたが、米国とオーストラリアは、最も重要な点に絞る必要があると主張した。インド、その他は、専門家グループの重要性を説き、SBIとAWG-LCAの結びつきを指摘した。米国は、締約国が行動や行動約束の呼びかけに応えないでいる点は改善する必要があると主張した。

締約国は、NWPの第1部が国際機関との関係構築に焦点を当てているのに対し、後半では地域センターやネットワークの役割が重要になるとして、地域センターやネットワークに関するワークショップの開催を求めた。

事務局に対し、気候変動から悪影響を受けるリスクの管理メカニズムに関するテクニカルペーパーを作成するよう要請するとの提案は、AWG-LCAの長期協力行動に関するコンタクトグループの議論に付された。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2008/L.13/Rev.1）において、事務局に対し、SBSTA 29までに次の課題に関するテクニカルペーパーの作成を要請する：持続可能な開発の観点から、物理的、社会経済的動向が気候関連のリスクおよび極端な現象に与える影響；気候リスクの評価と管理を目的とする実践手法、ツールおよびシステム、ならびに災害のリスク軽減戦略を、国内の政策およびプログラムに組み込む方法。

またSBSTAは、事務局に対し、SBSTA 30までに次のテクニカル・ワークショップを企画するよう要請する：経済多角化など、気候変動に対する経済的耐久力の強化ならびに脆弱な経済部門への依存度軽減；気候リスクの評価と管理に関する実践方法、ツール、システム、および災害リスク軽減戦略を国内政策およびプログラムにどう組み込むか。

SBSTAは、事務局に対し、適応オプションの費用および便益可能性に関する既存文献をレビューするテクニカルペーパーをSBSTA第31回会合までに作成するよう要請し、さらに地方やコミュニティーベースの適応の規模拡大など多様な適応計画手法をどのように統合するか検討するテクニカル・ワークショップの開催を要請する。

またSBSTAは、SBSTA 32前までに、適応オプションの費用と便益に関するテクニカル・ワークショップ、ならびに気候変動関連作業を行う地域センターやネットワークの協力方法に関するテクニカル・ワークショップを開催するよう要請する。最後にSBSTAは、SBSTA 33までに完了する活動の成果を検討するため、代表者間の非公式会議を開催するよう要請する。

技術移転

この議題項目は、6月4日のプレナリーで最初に議論され、その後Carlos Fuller（ベリーズ）とKunihiko Shimada（日本）を共同議長とするコンタクトグループで議論された。技術移転強化の実績基準に関する報告書の作成委託書（FCCC/SBSTA/2008/INF.2）、ならびに技術移転の資金源の特定と分析に関し、技術移転に関する専門家グループ（EGTT）に委託する委託書が議論の中心であった。このグループは、早期に作業を終了、その結論書は6月13日のSBSTA プレナリーで採択された。

SBSTA 結論書：結論書（FCCC/SBSTA/208/L.4）において、SBSTAは特に下記を決議する。

- EGTTの2008-2009年度「継続作業プログラム」を支持する
- EGTTの作業量の多さを指摘し、EGTTに対し、補助機関が要請する場合には、その作業計画を調整するよう求める
- 技術移転枠組の実施効果を示す一連の実績指標策定に関するEGTTへの委託書を支持する
- 技術移転のための資金源の特定と分析に関するEGTTへの委託書を支持する
- 技術的ニーズ評価ガイドラインの更新を歓迎する
- 事務局に対し、SBSTA 29前までにEGTTの会合を開催するよう要請する

途上国の森林減少による排出量削減

この議題項目は、6月4日のSBSTAプレナリーで最初に取り上げられ、事務局から関連文書（FCCC/SBSTA/2008/MISC.4 & Add.1-2）が提出された。その後、Audun Rosland（ノルウェー）とLilian Portillo（パラグアイ）を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議が6月5-12日に開催され、この問題を議論した。

この議題項目では、REDDに対するポジティブなインセンティブおよび一連の政策手法に関係する方法論問題の作業計画を論じる。COP 14に対するSBSTAの報告書の中で主要方法論問題を明示するかどうかは締約国間の議論の焦点となった。多くの参加者が、この議論を「前向き」で「協力の精神」に基づいたものとして評価した。

この議論全体に係る問題としては、政治的な問題よりもむしろ技術問題および方法論問題への注目を続けること、および将来の議論の成果を先取りするような文章草案とはしないことが挙げられ

る。最も議論が集中した問題として、各国の国内および国内地域での手法に関するキャパシティビルディングおよび排出量の表現が挙げられる。この協議全体を通して、多数の先進国が、排出量の「削減」という表現ではなく「変化」とする必要があると主張した。ブラジルは、このプロセスの早い段階で定義づけについて合意することが重要であるとし、また人為的な排出量に焦点を当てることの重要性も強調した。

推計のモニタリングに関する議論では、ガイドラインや方法論の根拠として特定のものへの言及を含めるかどうか、特に現行のLULUCFに関するIPCCグッドプラクティスガイダンスに言及するかどうか議論の中心となった。コロンビアとカメルーンは、方法論の議論を資金メカニズムの議論から切り離すことはできないと主張した。

過去の排出量の役割も問題となり、オーストラリア、ガボン、その他は、現時点で比較対象先となる過去の排出量データを決定することは、結論を先取りするものであり、データのニーズの問題が出てくると述べた。インド、中国、その他は、比較対象先となる排出量の起点および基準期間の選択に柔軟性をもたせることの重要性を強調した。

不確実性の取り扱い方の議論で、カナダ、インド、タイ、その他は、「保守主義原則」への言及を支持した。これが政策問題か技術問題かで締約国の見解が分かれ、米国は定義されていない表現であり削除されるべきだと主張した。

多くの途上国が、キャパシティビルディングに関して、技術支援促進に言及するよう求めたが、一部の先進国は、「技術協力の促進」とするよう主張した。この問題は「適切な場合」支援および協力を行うとの表現で決着した。

排出量の置換および国内そして国内小地域での手法に関し、米国、コロンビア、その他は、「国内手法を策定する際、国内小地域手法がいかに有効か探求する」との表現に異議を唱え、これは国内小地域の手法を、国内手法の上位に置く表現だと述べた。締約国は、国内手法および国内小地域手法の影響に関する文章、特に「国の内部での排出量の置換」という表現で意見が対立した。コロンビアは、国内手法と国内小地域手法を同等に扱うことを支持したが、パプア・ニューギニアは、国内小地域手法から国の内部の排出量の置換という表現にし、国内手法という表現とはしないよう主張した。最終文書では、国内手法に伴う、国内部の排出量置換を検討するという表現で合意した。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2008/L.12）において、COP 14へのSBSTA報告書に含める主要な方法論問題を明らかにした。これらの方法論は附属書に記載されるが、特に次の方法が含まれる：

- 過去のデータに基づく排出量の比較対象レベルを確立する方法、特に比較対象期間の開始日や長さ、過去のデータの入手可能性と信頼性、そのほか特定の国情に配慮する
- 排出置換量の特定および処理方法
- 国内手法および国内小地域手法の影響
- 国内小地域手法を、国内手法策定に役立てる方法
- 検討対象である方法論を実施する場合に必要なとされるキャパシティビルディングの特定
- 非永久性問題に対処する方法
- 先住民および地方コミュニティのための方法論手法の影響
- 森林および森林関連活動の定義が異なる場合の影響
- 推計における不確実性の取り扱い方法

研究と組織的な観測

この問題は、以前のSBSTA 26において締約国が、地域的および国際的気候変動研究プログラムと研究機関との協議を開始しそれを継続する、ならびにSBSTAがこれらのグループでの関連研究活動に関する情報の提供を受け続けることで合意したのを受け、SBSTA 28でも取り上げられたものである。

SBSTA 28では、6月4日のプレナリーでこの議題項目を初めて議論した。

(FCCC/SBSTA/2008/MISC.8 and Add.1) 翌日には、非公式のSBSTA会合が開催され、「条約のニューズに関連性のある研究活動の展開」について話し合われた。このイベントでは、IPCCおよび他の関連研究機関によるブリーフィングも行われた。このイベントに関する詳しい情報は右記のURLを参照：<http://www.unfccc.int/4422.php>

また締約国はコンタクトグループの会合および非公式協議も行った。Sergio Castellari（イタリア）とArthur Rolle（バハマ）を共同議長とするグループでは特に大きな意見対立もなく、参加者は短い文章について合意、この文章はその後6月13日にSBSTAで採択された。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2008/L.5）において、6月5日の非公式議論で行われたブリーフィングへの感謝の意を表明、関連組織との協議推進の有用性を強調する。またSBSTAは、事務局に対し、SBSTA 30（2009年6月）までに、関連するプログラムおよび組織のリストを作成するよう要請する。SBSTAはこれに加えて、将来のSBSTA会合でもこの協議項目の下での会議で、関連性を深く掘り下げて検討できるようにするべきであり、関連組織に対し、SBSTA 30およびその後の会合でも情報の提供の継続を求めることで合意する。特にSBSTAは、IPCC AR4、影



響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画、および決定書9/CP.11（条約の研究ニーズ）での問題を検討するため、さらなる努力を重ねることを推奨する。

条約の下での方法論問題

ブラジル案の科学的、方法論的側面：締約国は、排出源からの過去の排出量が気候変動にどれだけ貢献したか探求するよう求めるブラジル案の科学的、方法論的側面に関する報告書を検討した。この議題項目は、6月4日のプレナリーで議論され、事務局から関連文書（FCCC/SBSTA/2008/MISCs.1 & 5）が提出された。この問題は、6月5-11日、Washington Zhakata（ジンバブエ）主催の非公式協議にかけられた。この協議では、さらなる研究が有用であり、締約国がこの作業を遂行するよう推奨するとの初期の文章について、先進国の支持が得られず最終的に削除された問題が議論的となった。

SBSTAのプレナリーは6月13日結論書を採択した。

SBSTA結論書：SBSTAはこの結論書（FCCC/SBSTA/2008/L.7）において、下記のことなどを決定する：

- これまでの作業で、気候変動への歴史的貢献度の定量化を量る確固とした方法論が確立されたことで合意し、
- 過去の排出量データには、特に土地利用の変化および森林に関する不確実性が含まれていると指摘し、
- この作業の成果は、締約国が条約および京都議定書の下で他の組織や他のプロセスで遂行中の作業とも関連する可能性があるとして指摘し、
- 本問題の検討を終了する。

国際航空輸送および海上輸送からの排出量：この議題項目は6月4日水曜日、SBSTAのプレナリーで初めて議論され、国際海事機関（IMO）および国際民間航空機関（ICAO）が、この問題に関するそれぞれの作業についてプレゼンテーションを行った。（FCCC/SBSTA/2008/MISC.9）多数の非附属書I締約国が、船舶輸送の排出量に関する拘束力のある手法について、共通だが差異ある責任の原則に沿っていないとして懸念を表明した。EU、ニュージーランド、シンガポール、ミクロネシア、その他は、IMOの作業を支持した。クウェートは、この問題が附属書I締約国の約束を非附属書I締約国に転嫁するために利用されることへの懸念を表明した。米国は、IMOの決定が京都議定書より先に定められたIMO自体のマנדートに基づくものだと述べた。SBSTA議長のPlumeは、他の組織



での議論を踏まえ、非公式協議を開催、6月13日のSBSTA最終プレナリーでもこの問題を取り上げ
たが、SBSTAは、COP 15までこの問題の議論を延期することで合意した。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/208/L.8）において、特にIMOおよびICAOの
作業に対する締約国の意見に留意し、次の3回の会合においてもIMOおよびICAOからの情報の提供
を受け続けることで合意し、SBSTA 32でこの問題の更なる検討を行うことで合意する。

議定書の下での方法論問題

HCFC-22/HFC-23：HFC-23の破壊によるCDMの認証排出削減量獲得を目的としてHCFC-22の生
産施設を新設する問題は、Jeffrey Spooner（ジャマイカ）が進行役を務めるSBSTAの非公式協議で議
論された。この問題はこれまでのSBSTA会合でも議論されたが、最終合意にはいたっていない。
SBSTA 28でも短時間協議されたが、実質的な合意をみることなく終わり、締約国はこの問題に関す
る手順上の結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2008/L.2）において、第29回会合でもこの問
題の議論を継続することで合意する。

CDMでの炭素回収貯留：この議題項目（FCCC/SBSTA/2008/INF.1）は、6月4日水曜日のSBSTA
プレナリーで最初の議論が行われた。

ノルウェー、クウェート、カナダ、EU、サウジアラビア、日本、その他は、CCSプロジェクトを
CDMに入れることを支持したが、ブラジル、ミクロネシア、その他はこれに反対した。EUは、パ
イロットフェーズ方式を提案、日本もこれを支持した。Gertraud Wollansky（オーストリア）と
Mohammad Reazuddin（バングラデシュ）が非公式協議を行った。

この非公式協議で意見対立が見られた主な問題は、COP/MOP決定書1/CMP.2（CDM理事会へのガ
イダンス）への言及を含めるかどうか、そしてSBSTA 29においてこの問題に関する会合期間中ラウ
ンドテーブル会合を開催するかどうかであった。ブラジルとAOSISは、決定書1/CMP.2への言及を含
めること、およびラウンドテーブルの開催に反対したが、クウェート、カタール、ノルウェー、そ
の他はこれらを支持した。

非公式協議では合意に達せず、6月13日のSBSTA最終プレナリーに戻された。締約国は、それぞ
れの立場を表明、最後の非公式協議が行われた。しかし意見対立が続き、SBSTA議長のPlumeは、
合意がないためこの問題は自動的にSBSTA 29の議題に含まれると発表した。

議定書3.3条および3.4条に基づくLULUCFのグッドプラクティス：この問題は6月4日のプレナリ
ーで簡単に触れられ、その後Anke Herold（欧州共同体）とNagmeldin Elhassan（スーダン）を進行役



とするSBSTAの非公式協議で議論された。この協議では、京都議定書3.3条および3.4条の活動に関する温室効果ガスの年次インベントリ情報について、補足情報報告表の確立フォーミュラを検討した。詳細かつ長時間の技術的な議論の末、締約国は、このフォーミュラを支持、SBSTAは6月13日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2008/L.11）において、事務局に対し、このフォーミュラを共通報告様式報告書作成モジュールに組み入れるよう要請する。

緩和

この議題項目（FCCC/SBSTA/2008/MISC.6）は、6月4日水曜日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。日本、EU、中国、米国、オーストラリア、その他は、AWG-LCAとの重複作業回避の必要性を強調した。ニュージーランド、ウルグアイ、アルゼンチンは、農業部門の緩和オプションを強調した。Erмира Fida（アルバニア）がこれらの問題に関する非公式協議を開催した。農業部門の緩和に関するテクニカルペーパーを含めることでAWG-LCAでの合意に至った、その後コペンハーゲンでのCOP 15後に、この議題項目を再検討することで合意した。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/208/L.9）において、バリ行動計画の交渉では緩和を議論すると認識し、最善の科学情報、特にIPCCのそれを考慮し、この問題をSBSTA 33で議論することに同意する。

政策措置

附属書I締約国の政策措置に関する議題項目は、これまでの数回のSBSTA会合においても議論されたが、大きな進展は見られなかった。SBSTA 24において、締約国は、附属書I締約国の政策措置に関する経験の共有と情報の交換を進めるため追加のイベントを開催する必要性について、2008年3月1日までに文書を提出するよう求めることで合意した。（FCCC/SBSTA/2008/MISC.7）

SBSTA 28では、6月5日のプレナリーでこの問題が短時間議論され、SBSTAのPlume議長がこの問題に関する非公式協議を開催した。6月13日のSBSTAの閉会プレナリーでは、簡単な結論書が採択された。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2008/L.3）において、締約国が他のSBSTAおよびSBI議題項目の下でも問題の一部の側面を議論し、AWG-KPおよびAWG-LCAでも議論してきたと指摘する。このためSBSTAは、二重作業を回避する必要があるとの認識に立ち、本議題項目において、この問題の結論を出すことを決定する。



議定書2.3条

議定書2.3条（政策措置の悪影響）に関するSBSTAの議題項目は、これまでのSBSTA会合でも議論された。特に、この問題を議定書3.4条（悪影響と対応措置）と共に検討するべきかどうか議論されてきた。意見対立が見られたことから、この項目の議論は、その後のSBSTA会合に持ち越された。

SBSTA 28では、6月5日水曜日のプレナリーで最初の議論が行われた。EU、日本、オーストラリア、その他は、SBIでの議定書3.14条の議題項目とこの項目とを合わせて議論するとの提案を再度持ち出したが、G-77/中国は、この項目は別個に検討されるべきであるとし、SBSTAのコンタクトグループでの議論を提案した。Gertraud Wollansky（オーストリア）とKamel Djemouai（アルジェリア）がこの2つの問題に関する非公式協議を開催、最終的にはSB 29においてSBSTA/SBI合同のコンタクトグループを設立することで合意した。

SBSTA 結論書：この問題で別個の結論書が作成されることはなかったが、ここでの合意は、本会合の報告書（FCCC/SBSTA/2008.L.1）の中に反映される。

関連する国際機関との協力

この議題は、6月4日、SBSTA開会プレナリーで短時間議論され、UNFCCC事務局長のYvo de Boerおよび他の国連機関代表が、IPCCの第4次評価報告書（FCCC/SBSTA/2008/MISC.2）など国連のシステム全体にわたる気候変動関連の活動および協力関係に関するそれぞれの見解を述べた。その後、SBSTA議長Helen Plumeは、この問題に関する結論書草案を作成、SBSTAは6月13日、これを採択した。

SBSTAの開会プレナリーで、Plume議長は、6月6日に開催されたIPCC AR4に関する会合期間中ワークショップの概要を紹介した。同議長は、このSBSTA 27の要請で開催されたワークショップにおいては、IPCCの3つの作業部会代表が研究発表を行ったと指摘した。このワークショップの詳細については右記URL参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12369e.html>

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2008/L.6）において、IPCC代表ならびに他の政府間組織の代表によるステートメントを記載する。

閉会プレナリー

6月13日金曜日朝の閉会プレナリーで、SBSTAは12の結論書と会合報告書（FCCC/SBSTA/2008/L.1）を採択した。議長Plumeは、参加者の努力に感謝し、今年後半、ポーランドのポズナニでの再会を約束した。同議長は午後12時13分、本会合の閉会を宣言した。



実施に関する補助機関

実施に関する補助機関の第28回会合（SBI 28）は、6月4日水曜日の朝、Bagher Asadi（イラン）議長の開会宣言で幕を開けた。

多数の参加者が技術、適応、資金問題に関するステートメントを発表した。アンティグア・バーブダはG-77/中国の立場で発言、資金メカニズムの第4回レビューに関する議題項目に注目し、適応基金運用開始に関する最新情報を求めた。同代表は、技術移転投資に関する地球環境ファシリテーター（GEF）の戦略プログラムへの失望感を表明した。

アルジェリアはアフリカグループの立場で発言、途上国に対し、無償資金の供与ではなく融資とするとの提案に反対を表明した。モルジブはLDCsの立場で発言、国内適応行動プログラム（NAPAs）の実施に対する資金供与の遅れに苦情を述べた。コロンビアは、CDMでの適応に関する料金徴収を、他の柔軟性メカニズムにも拡大する問題に注目した。

組織上の問題

議長のAsadiは、議題書ならびに作業構成書（FCCC/SBI/2008/1）を提出、非附属書I締約国の国別報告書に含めるべき情報という小項目を、2008年12月のSBI 29まで保留するよう提案した。

SBI 26でこの問題が審議された際、アンブレラ・グループとEUは、SBIであれば、「非附属書I締約国からの情報文書（FCCC/SBI/2006/MISC.12）に含まれる貴重な情報を活用でき、非附属書I締約国の文書改善努力を支援できる」との観点から、SBIでこれらの情報を検討するよう要請した。しかしG-77/中国は、開会プレナリーでこの議題項目を議論することに疑問を呈し、この問題はその後保留とされた。

アンブレラ・グループとEUは、この問題がSBI 28でも議論されないことへの失望感を表明した。しかし両者は、この議題項目を保留とし、SBI 29の暫定議題書に含めるとするAsadi議長の提案に同意した。締約国は改定されたSBI 28議題書を採択した。

非附属書I国別報告書

暫定議題書には非附属書I国別報告書に関する3つの議題が記載された：専門家諮問グループ（CGE）の作業、非附属書I国別報告書に記載される情報、そして資金援助および技術支援の供与である。この3項目中の2項目、CGEおよび資金援助と技術支援は、6月4日のプレナリーで短時間審議され、その後Emily Ojoo-Massawa（ケニア）とNicole Wilke（ドイツ）が進行役を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。下記にこれらの審議内容と結論を示す。しかし上記に説明するとおり、非附属書I国別報告書に含める情報という小項目は保留された。



専門家諮問グループ：議論の中心は、決定書3/CP.8（非附属書I国別報告書に関するCGE）が要求するCGEのマנדートおよび委託書のレビューの問題であった。CGEのマנדートはCOP 13で期限切れとなり、そのレビューに関する作業がこのCOP13から開始される、しかし締約国は何に基づいて議論するかの問題で合意できず、これまでのCGEのマנדートに則り議論するか、それとも新たな異なるマנדートを策定するかで意見対立が続いた。SBI 28で締約国は、決定書3/CP.8に記載するCGEの過去のマנדートをレビューの議論の根拠とすることで合意した。その後、締約国は、マンドートに含まれるべき要素について提案し、これらの提案をまとめてCOP決定書草案の中に括弧書きで入れた。この括弧書き文書（FCCC/SBI/2008/L.9）に基づき、SBI 29で本議題を審議する。括弧書きでない部分の大半は、これまでのCGEマンドートから抽出された要素である。残余の未決項目には次のものが含まれる：CGEに国別報告書を検討する権限を提供するべきかどうか、マンドートの期限とその内容。

SBI結論書：SBIは結論書（FCCC/SBI/2008/L.9）において、この議題の審議をSBI 29でも継続、括弧書き付きのCOP決定書および委託書を含める附属書に則って検討すると決定する。

資金援助および技術支援：本小項目の審議で議論が集中した項目は、非附属書I国別報告書の作成を支援する資金へのアクセス、および非附属書I国別報告書の作成に対するGEFからの財政支援に関する情報であった。（FCCC/SBI/2008/INF.3/Rev.1）資金へのアクセスに関し、大半の途上国が、GEFから国別報告書の作成に対する資金供与を受けることの困難さを報告した。またこれらの途上国は、GEFの資源割当枠組（Resource Allocation Framework (RAF)）が供与金へのアクセスや利用可能性、予測可能性、継続性に与える影響について、懸念を表明した。途上国は、国別報告書作成の全費用をRAF割当分に充当することは、COPの承認を得ておらず、また途上国が他のプロジェクトの実施に利用できる資金額に影響することから、受け入れられないと述べた。大半の締約国が、GEFの提供する情報の不完全性であるとの意見で一致した。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2008/L.10）において、文書FCCC/SBI/2008/INF.3/Rev.1に記載される情報が不完全であることを認め、GEFに対し、COP 14では完全かつ詳細な情報を提供するように求める。GEFに求められる情報には次のものを含める：資金供与の承認日および資金の支払日など、非附属書I締約国による国別報告書作成に関わるGEFの活動；決定書7/CP.13（GEFへの追加ガイダンス）に記載するガイダンスの実施に向け、GEFがとった行動；そして合意された国別報告書作成の全費用にあわせ、遅滞なく資金を支払える運用手順。またSBIは、第2回または第3回国別報告書の作成への資金供与を受けた非附属書I締約国に対し、該当する報告書を提出するよう勧める。



京都議定書の締約国である附属書I締約国からの情報の報告およびレビュー

この議題の議論では、附属書I締約国が議定書規定の割当量を確立し柔軟性メカニズムへの参加資格を得るため作成する初期報告書のレビューに焦点が当てられた。

6月4日のSBIプレナリーで初めて議論された。事務局は、関連文書（FCCC/SBI/2008/INF.2）を提出、現在のところ、議定書締約国である附属書I締約国の大半が柔軟性メカニズムの参加資格を得たと指摘した。

SBI議長のAsadiが結論書を作成、6月13日、SBIはこの結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2008/L.5）において、特にレビュープロセス強化の必要があるとしたSBI 27の結論書を想起し、締約国に対し、条約および議定書の下で高効果な報告書作成ならびにレビュープロセスを確保するよう求め、レビュープロセスでの経験ならびに教訓に関し2008年9月28日までに文書を提出するよう求める。

資金メカニズムの第4回レビュー

資金メカニズムの第4回レビューは、6月5日のプレナリーで初めて審議され（FCCC/SBI/2008/MISC.3 and Add.1）、Tina Guthrie（カナダ）とBubu Jallow（ガンビア）が進行役を務める非公式協議でも議論された。この議題項目は、COP 13から開始された資金メカニズムの第4回レビューに係る項目であり、COP 15での決定書草案提出を目指す。

共同議長のGuthrieとJallowは、さらなる審議のため、SBI結論書およびCOP決定書の草案を作成した。

現時点の資金メカニズムであるGEFの役割に関する議論は、SBI 28の中でも特に意見対立が大きかった項目の1つであった。附属書I諸国が、GEFは国際投資の仲介で役割を果たしたと前向きに評価する文章を提案する一方、G-77/中国提案の文章では、GEFの資金供与活動を「極めて不適切」とし、新たな追加資金源を提供するようGEFに要請し、RAFへの懸念を表明した。

GEFプロジェクトの共同出資要求については意見対立が続き、G-77/中国は、共同出資が途上国に対する負担増となっていないか見極めるため、その特性と目的に関する情報を提供するよう、GEFに要求するとの案を提示した。

民間部門の役割でも議論し、2国間、多国間の資金イニシアティブに関するペーパー作成の提案でも、これが新たな条件の追加となつてはならないとする条約の規定に焦点を当てた議論が行われた。締約国は、これら意見対立のある問題で合意できなかった。文章は括弧がついたまま残され、SBI 29で再度検討される。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2008/L.11）において、締約国の提出文書に留意し、事務局に対して、要請があれば、緩和および適応措置の実施に必要な資金供与の評価情報を非附属書I締約国に提供するよう求め、第29回会合で、附属書に記載された文書草案に基づき協議を続けると決定する。括弧書きを含める決定書草案をSBI 結論書の附属書とし、この文書には、途上国による条約規定の約束遵守を支援する目的で供与される資金の評価、ならびに資金メカニズムの第4回レビューの問題を含める。

UNFCCC4.8条および4.9条の実施

決定書1/CP.10の実施進展：本議題項目（FCCC/SBI/2008/MISC.4）は、6月4日のプレナリーで初めて議論され、その後Leon Charles（グレナダ）を議長とするコンタクトグループおよび非公式協議で議論した。議論された主要な2つの問題は次のとおりであった：COP 14で結論をだすべき条約4.8条（悪影響および対応措置の影響）および決定書5/CP.7と決定書1/CP.10の実施に関する評価；この評価を条件として、この評価に続いて行われる適応の実施継続。

コンタクトグループの会合で、SBI議長のAsadiは、SBI 26の結論書（FCCC/SBI/2008/L.16）および文書FCCC/SBI/2007/15（対応措置の影響と悪影響の可能要素）の附属書 III、そしてSBI 27での議論ならびに2008年5月29日から30日にボンで開催された会合期間前ワークショップでの議論に基づく文書を提出した。当初、EU、ロシア連邦、AOSIS、LDCs、G-77/中国は、この文書に基づく議論の開始を支持していた。その後、EUは、この文書に関して議論することに反対し、どの分野を優先すべきかという議論に立ち戻ることを希望した。米国は文書FCCC/SBI/2007/15の附属書IIIに基づき議論することを希望すると表明、日本、その他もこれを支持した。G-77/中国は、総論または附属書IIIの議論への立ち戻りに反対し、SBI 27および会合前ワークショップでの議論は、さらに先に進んでおり、SBI議長の文書はこれらの議論を踏まえていると述べた。その後、G-77/中国は、別な文書草案を提出、アンブレラ・グループも別案を提出した。結局、締約国は、優先分野を特定するため、総論での議論継続を決定した。

ここでのもう一つの問題は、実施評価を待って行われる行動に関する議論であった。途上国は、評価が未決でも、適応行動の実施を継続するよう求め、先進国は、適応を実施するにはどのような追加措置が必要かを評価に基づき決定するため、評価を待つことを支持した。結局、締約国は、リストに記載する適応行動で可能性のあるものの実施に参加するよう、関連組織および利害関係者に求めることで合意した。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2008/L.12）において、決定書1/CP.10の実施推進のため行われる行動のリストで合意し、これらを気候変動の悪影響に対する行動と、対応措置の実施の影響に対する行動とに分ける。SBIは、利害関係者に対し、ここに記載される活動の実施に参加するよう求める。またSBIは、4.8条、決定書5/CP.7と1/CP.10の実施評価に関する委託書でも合意する。この委託書には、評価の範囲、方法、インプット、期待される成果を含める。

後発発展途上国に関する問題：6月4日、LDC専門家グループ（LEG）の議長はLEG第13回会合に関する報告書を提出した。（FCCC/SBI/2008/6）その後、Amjad Abdulla（モルジブ）を議長とするコンタクトグループでこの問題を議論した。コンタクトグループの会合で、途上国は、NAPAsの実施に進展がないことへの不満を表明し、34カ国からNAPAsが提出されたにもかかわらず、現在実施されているプロジェクトは1件だけだと指摘した。LEGの2008-2010年の作業プログラムが議論の中心となった。（FCCC/SBI/2008/6, 附属書 I）この問題では紆余曲折がなく、SBIプレナリーは6月13日、この結論書を採択した。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2008/L.2）において、LEGの2008-2010年度作業プログラムを承認し、34件のNAPAs提出を歓迎し、NAPAsを提出していない締約国に対し、その提出を勧める。またCOP14においてGEFが提出するLDC基金の下でのNAPAs実施の進展に関する報告書への期待感を表明した。

技術移転

技術移転の議題項目はSBI、SBSTA、AWG-LCAで議論された。他のグループでの議論の詳細は4頁と9頁を参照。

SBIでのこの議題項目の議論（FCCC/SBI/2008/5 & 7, MISC.1, and INF.1）は、6月4日のSBIプレナリーで初めて取り上げられ、EGTT議長のJukka Uosukainen（フィンランド）がEGTTの作業について報告した。その後コンタクトグループで議論された。主な対立点は、EGTTの作業プログラム、条約4.5条および4.1(c)条（技術移転）実施の効果をレビューするための委託書（FCCC/SBI/2008/7）、そして技術移転向けの投資規模拡大を目指す戦略プログラムに関するGEFの報告書（FCCC/SBI/2008/5）であった。

EGTTの作業プログラム（FCCC/SB/2008/INF.1）に関し、Holger Liptow（ドイツ）とCarlos Fuller（ベリーズ）を共同議長とするSBI/SBSTAの合同コンタクトグループが設立された。このグループは、SBIまたはSBSTAの要請に対するEGTTの対応可能性も議論した。このグループは、3つのパラグラフを作成、これらの文章はその後SBIおよびSBSTAの結論書に組み込まれた。



GEFのRichard Hosierは、6月4日のプレナリーで、技術移転への投資規模拡大を目的とする戦略プログラム (FCCC/SBI/2008/5) について報告、GEF委員会はボンでの検討にかけべきプログラム最終案をまとめきれなかったと指摘した。EUと日本は、GEF報告書を歓迎したが、G-77/中国は、この報告書がバリのマンデートからかけ離れていることを指摘した。これらの問題は、Philip Gwage (ウガンダ) とHolger Liptow (ドイツ) を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。

コンタクトグループの会合で、中国は、GEFのペーパーに対する失望感を表明、ガーナは、このペーパーが決定書4/CP.13に記載するCOPの委託条件と合致していないことを指摘した。一部の締約国は、COPガイダンスを正確に反映する追加のペーパー作成をGEFに求めるよう提案した。主な意見対立点には、締約国の大半がGEFからのインプットを期待はずれとする場合の対処方法が含まれた。

レビューの委託書に関し、カナダ、米国、日本は、EGTTの実績指標の活用を提案したが、ガーナはこれに反対した。提案された文書には多くの括弧書きが含まれた。締約国は意見の一致がみられないことから、委託書の議論を再度行い、その構成について議論すると決定した。これらの議論は、SBI議長が書き上げる今後の委託書草案に情報を与えるが、正式な文書には反映されない。

SBI結論書：SBIはその結論書 (FCCC/SBSTA/208/L.7) において、特に下記を記載する：

- EGTTの継続作業計画を支持する
- SBI議長に対し、締約国の提出文書、EGTTの関連作業、SBSTA 28での締約国の議論を踏まえ、条約の4.5条および4.1(c)条 (技術移転) の実施効果を評価し、レビューする委託書草案を作成するよう要請する
- EGTTの実績指標をレビューのツールの一つとして利用すべきと指摘する
- GEF戦略プログラムに関するGEF報告書に留意し、GEFに対し締約国の懸念に配慮するよう勧め、同時にCOPの要求を全面的に取り入れたプログラムを記載する追加報告書を、SBI 29に提出することを希望する
- GEFに対し、戦略プログラムを策定する場合には、AWG-LCAおよびEGTTの作業も考慮に入れるよう求める

条約の下での途上国のキャパシティビルディング

条約の下でのキャパシティビルディングという議題項目 (FCCC/SBI/2008/6) は、6月3日のプレナリーで初めて審議された。決定書2/CP.10 (途上国のためのキャパシティビルディング) が、SBI 28



で検討を開始しCOP 15までに終了するよう求めている。キャパシティビルディングの実施に関する第2回総合レビュー（決定書2/CP.7）がこの議題項目での議論の中心であった。

キャパシティビルディングの実施をモニタリングする実績指標の問題は、Crispin d'Auvergne（セントルシア）とHelmut Hojesky（オーストリア）を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。このグループの主要課題は、レビューに関する委託書の作成であった。EUは、他の附属書I締約国の支持を受け、レビューのための実績指標の策定と利用に反対を表明、これはこの夏に開催されるワークショップや事務局が作成する予定のテクニカルペーパーの結論を先決めするものだと述べた。このグループは、ワークショップやテクニカルペーパー、総合レビューの結果を待ち、その後、実績指標の策定や利用も含め、キャパシティビルディングの定期的なモニタリングや評価に必要な措置を決定することで合意した。

SBI結論書: SBIはその結論書（FCCC/SBI/2008/L.4）において、第2回レビューの委託書を支持し、締約国に対し、国内レベルでのキャパシティビルディングのモニタリングおよび評価の経験に関する情報を2008年8月15日までに事務局に提出するよう求め、2009年2月13日までに追加情報または最新の情報および見解を提出するよう要求、COP決定書草案を提案する。このCOP決定書草案（FCCC/SBI/2008/L.4/Add.1）は、総合レビューの成果に関する決定書草案をSBI 30において策定し、COP 15での採択にかけるよう求め、キャパシティビルディングの実施を定期的にモニタリングし、レビューする追加措置を提案し、この提案に配慮すると決定する。

議定書に基づく途上国のキャパシティビルディング

この議題項目（FCCC/SBI/2008/6）は、6月4日のプレナリーで初めて議論された。日本は、決定書2/CP.10に留意するよう求め、京都議定書に基づくキャパシティビルディングの枠組では第2回総合レビューを行う義務がないと述べた。

Crispin d'Auvergne（セントルシア）とHelmut Hojesky（オーストリア）を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議はこの議題項目を取り上げ、事務局は、京都議定書に基づくキャパシティビルディングの第2回総合レビューに関して、その法的根拠を明示した。事務局によると、決定書2/CP.7（途上国でのキャパシティビルディング）、29/CMP.1（途上国での議定書実施に関するキャパシティビルディング）、6/CMP.2（京都議定書に基づくキャパシティビルディング）の組み合わせが、議定書に基づく第2回レビューの法的根拠を提供する。また事務局は、これらのレビューを、決定書2/CP.10に則って行われうるレビューと明確に異なるものにする根拠はないと明言した。

締約国は、事務局の言を受け入れ、条約に基づく第2回総合レビューは、議定書に基づくキャパシティビルディングにも適用可能と認める文章で合意した。締約国は、議定書の下での別々なレビューとはせず、条約に基づく総合レビューの中に議定書に基づくキャパシティビルディング活動も含めることで合意した。

SBI結論書：本議題項目に関するSBIの結論書（FCCC/SBI/2008/L.8）は、条約に基づくキャパシティビルディングに関するそれと相似する。しかしこの結論書では、事務局に対し、条約に基づくキャパシティビルディングのレビューを行う際には京都議定書に基づくキャパシティビルディング活動も含めるよう求める、さらにCOP/MOP決定書草案（FCCC/SBI/2008/L.8/Add.1）も提案する。この決定書草案は、SBIに対し、総合レビューの成果に関する決定書草案をSBI 30において作成し、COP/MOP 5での採択を目指すよう要請し、キャパシティビルディングの実施を定期的にモニタリングし、レビューするための追加措置に関してSBI 30までに提示された提案に配慮すると決定する。

議定書3.14条

議定書3.14条（気候変動の悪影響および対応措置の影響）に関するSBI議題項目は、以前の会合においてもSBSTAが行っている議題書2.3条（政策措置の悪影響）の議論と共に検討されるべきかどうかで意見が分かれた議題項目である。この意見対立のため、この議題項目の議論はその後のSBI会合においても先送りされてきた。

SBI 28では、6月4日のプレナリーで初めてこの議題項目が取り上げられた。サウジアラビアはG-77/中国の立場で発言し、この問題の重要性を強調したが、EUと日本は、議定書2.3条に関するSBSTAの議題項目との作業の重複を回避する必要があることを強調した。

多くの途上国、なかでもサウジアラビアは、この2つの議題項目の統合に反対し、2つの項目を別々に議論することを提案した。サウジアラビアは、この2項目を同じ共同議長が主催する2つの異なるコンタクトグループで議論することを提案した。附属書I締約国は、この提案に反対し、2つの項目を同じコンタクトグループで議論し、一貫性と協調を可能にすることを希望した。Gertraud Wollansky（オーストリア）とKamel Djemouai（アルジェリア）が主催する非公式協議の後、交渉担当者は、この2つの項目をSBI/SBSTAの合同コンタクトグループで議論し、それぞれの項目は該当する補助機関に残すが、共に議論し、各項目に同等の時間を割くとする提案を受け入れた。

6月13日のSBI閉会プレナリーで、SBI議長のAsadiは、この非公式協議について報告し、締約国が議定書の3.14条と2.3条を議論するSBI/SBSTAの合同コンタクトグループを設立し、この合同コンタ



クトグループは、SB 29から作業を開始することで合意したと述べた。この合意は、本会合の報告書（FCCC/SBI/2008/L.1）に記載される。

遵守

この議題項目は6月4日のSBIプレナリーで取り上げられた。事務局は、関連する文書（FCCC/KP/CMP/2005/2）を提出した。日本は、非遵守に対し法的に拘束力のある罰則を設けるよう議定書を改正するとのサウジアラビアの提案に反対を表明し、改正の批准および発効に関して不確実性があることを強調した。同代表は、遵守のための手法は、懲罰的なものではなく、遵守を推進するものであるべきだと述べた。

EUは、遵守メカニズムが有効に機能していると述べ、議定書改正分発効の困難さを強調、遵守改正案は、広範な2013年以降の議論の中で検討されるべきであると述べた。

SBI議長のAsadiは、非公式に協議すると述べた。6月13日、SBIプレナリーは、正式な結論書を採用することなく、次の会合でもこの問題の議論を続けることで合意した。

議定書9条に基づく第2回レビューに向けた準備作業

この議題項目（FCCC/KP/SBI/2008/INF.1 and MISC.2 & Add.1-3）は、6月4日、SBIプレナリーで審議されたほか、6月6-13日、Adrian Macey（ニュージーランド）とAna Maria Kleymeyer（アルゼンチン）が進行役を務める非公式協議でも議論された。

議定書9条に基づく議定書の第1回レビューは、COP/MOP 2で行われ、締約国は、第2回レビューをCOP/MOP 4で行うと決議した。（決定書7/CMP.2）COP/MOP 3で締約国は、その準備プロセスを検討、「特に」5つの項目を検討の対象としてリストした、これには、収益の一部(share of proceeds)方式の適用範囲をJIおよび排出量取引に拡大、附属書Bにおける附属書I締約国の約束明記に関する手順要項、特権と免責、柔軟性メカニズム、気候変動の悪影響を含めた悪影響の抑制が含まれる。

（決定書4/CMP.3、第9条レビュー）これに加えて、2008年4月、ドイツのボンで準備会合が開催された。（FCCC/KP/SBI/INF.5）

ボンでは、レビューの範囲ならびに長期の問題と短期の問題の違いを中心に議論した。また参加者は、多様な主題に関する文書提出も議論し、収益の一部(share of proceeds)方式をJIと排出量取引にも拡大し、割当量単位（AAUs）からも適応向けの歳入を得ることに関するテクニカルペーパーについて議論した。長時間の非公式協議が行われ、その閉会ステートメントでは多くの締約国が「深刻な分裂」を口にした。この問題は、6月12-13日の徹夜の交渉後、6月13日金曜日午後最終決着した。



これらの議論において、アンブレラ・グループ、スイス、ウクライナは、議定書の総合レビューを提案した。中国、ブラジル、サウジアラビア、インド、シンガポールなどの非附属書I諸国は、決定書4/CMP.3に記載する5項目のリストで尽きると主張した。しかし、日本、カナダ、オーストラリア、その他は、「特に」という表現は、他の項目も検討できることを意味すると述べた。南アフリカは、決定書4/CMP.3の5項目から始めるよう提案した。参加者は、「特に決定書4/CMP.3に記載する項目」に留意するよう勧めることで合意した。また結論書には、これらの項目に関する文書提出を求めることなど、これらの項目に関する追加の提案も記載される。

長期の問題と短期の問題に関し、参加者は、COP/MOPがCOP/MOP 4での決定書採択の可能性を念頭に、この問題を議論し、さらなる検討が求められる問題を特定し、それを適切な組織に送るよう提案することで合意した。

解決されるべき問題には、収益の一部(share of proceeds)の適用拡大によりAAUsからも適応向けの歳入を得ることに関するテクニカルペーパーに関わる問題が含まれる。一部の途上国は、このペーパーの中で、AAUsを競売入札し適応向けの歳入を得ることも論じるべきだと提案したが、一部の先進国はこれに反対した。参加者は、このペーパーにおいては途上国の適応資金を得るため、収益の一部(share of proceeds)方式をJIおよび排出量取引にも拡大すること、そしてAAUs「に関するオプション」を検討するべきだという表現にすることで合意した。閉会プレナリーで、南アフリカ、そしてAOSISの立場でツバルは、この問題の重要性を説き、AOSISはこれが適応資金調達革新的な方法を進める最初の一步になると明言した。

レビューにおいて検討されるべき別な問題に関しても、意見対立の見られたパラグラフがあった。非公式協議で締約国は、いくつかの検討事項を提案、最終文書には、COP/MOP 4が「他の問題にも留意する可能性がある」とするパラグラフが盛り込まれた。このパラグラフでも他のいくつかの問題を記載しており、これらの交渉の最後に解決されるべき問題として、対応措置の悪影響が追加された。

6月13日、SBI閉会プレナリーで、オーストラリアは、第2回レビューをバリ・ロードマップと統合されるべき要素でありポズナニでも優先されるべきであると主張した。同代表はEUとともに、交渉での透明性向上を呼びかけ、これには非公式協議だけでなく、コンタクトグループも含まれると述べた。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/KP/SBI/2008/L.14）において、特に次を記載する：

- 第2回レビューは、議定書の実施を一層強化することを目指すべきで、COP/MOPの行動を先取りするものではなく、どの締約国にも新たな約束を求めるものでもないことを想起する
- その準備作業では、作業の重複を避けるため他の関連する活動との合理化を進める必要があることを想起し
- COP/MOPが、COP/MOP 4で採択されるべき決定書に関して「第2回レビューの準備で特定された問題に含まれる」問題を議論し、さらなる検討が必要である問題を明らかにし、これを適切な組織に送るよう提案する
- COP/MOPが、「特に」決定書4/CMP.3に記載される問題に留意することを提案する

またSBIは、COP/MOP 4が適応コストの資金調達支援を目的に収益の一部(share of proceeds)を供与する制度をJIおよび排出量取引に拡大して適用するため適切な行動をとり、さらに附属書Bにおいて附属書I締約国が約束を明示する場合の手続き要素についても適切な行動をとるよう提案する。SBIは、COP/MOP 4が特権と免責に関して行動をとり、適切な条約を手配し、この問題に関する作業をCOP/MOP 5で完了するよう提案する。またSBIは、SBI 29で短期的な手配の追加を考慮することも示唆する。

SBIは、AWG-KPでも柔軟性メカニズムの一部の要素が議論されていることを指摘し、事務局に対し、情報覚書をまとめるよう要請し、締約国には文書の提出を求める。SBIは、気候変動の悪影響を含める悪影響の最小限化の問題が両補助機関で検討されており、COP/MOPがその作業の観点から何らかの行動をとることを提案する。

またSBIは、事務局に対し、適応費用の調達支援のため収益の一部(share of proceeds)方式をJIおよび排出量取引にも拡大する問題、および途上国での適応資金調達のためAAUsに関係するオプションの問題についてテクニカルペーパーを作成するよう求める。SBIは、COP/MOPが、適応と対応措置の悪影響に関する資金調達、保険、技術移転、遵守メカニズム、発効要件、LULUCF、国際航空輸送および海上輸送による排出量など「締約国の提起する別な問題にも留意する可能性をもつ」ことを提案する。

最後に、SBIは、附属書Iの報告書作成および専門家レビュープロセスに関する問題をCOP/MOPでさらに審議する必要があることを認め、事務局に対し、資金が調達できるなら、COP/MOP 4の少なくとも1ヶ月前に9条のレビューに関する会合前準備ワークショップを企画するよう求める。

政府間会合のアレンジ



政府間会合のアレンジに関する議題項目は、6月4日のSBIプレナリーで第1回の審議が行われた。(FCCC/SBI/2008/4 and Add.1) その後、Karen Nicole Smith (バルバドス) とMaas Goote (オランダ) が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で審議された。このコンタクトグループは6月12日に作業を完了、SBIはこの問題に関する結論書を6月13日に採択した。

この議題項目では、2つの主要な問題が議論された、ポーランドのポズナニでのCOP 14およびCOP/MOP 4のアレンジ、および2009年の会合期間のアレンジである。

COP 14およびCOP/MOP 4に関しては、特にポズナニで会合する複数の組織が多大な作業量を抱えると見られること、また宿泊費の高さと他のロジスチック関連問題への懸念が特に注目を集めた。ポーランドの代表は、宿泊関連の質問に応えるべく、6月11日に質疑応答の時間を持った。しかしG-77/中国や他の締約国は引き続き懸念を示し、このことはSBIの最終文書にも反映される。

将来の会合期間では、コペンハーゲンでのCOP 15およびCOP/MOP 5に向け一層の増大が見込まれる2009年の作業量をどのように管理するか、各方面からの提案が議論された。締約国は、6月および11月末から12月という通常の会合期間に加えて、2009年3月/4月および8月/9月に2回の会合期間を追加するよう提案する文書で合意した。

また締約国は、3月/4月および8月/9月のAWG-LCAおよびAWG-KPの会合を週の半ばから週の半ばまでとし、参加者が多くの週末を家庭から離れて過ごすことのないようにするという、オーストラリア、その他が提示した提案、オーストラリアのいわゆる「家族に優しい」提案で合意した。これらの追加会合以外にも何らかの議論が行われる可能性がある。締約国は、さまざまな方式を提案、多くのものが費用のかからないロジスチック上の負担が軽い場所を支持した。

6月13日、SBIの閉会プレナリーで、締約国は、ポズナニでのアレンジに対する懸念の払拭を求めた。サウジアラビアは、イスラムのお祭りであるイードル・アドハー（犠牲祭）と重なることを指摘した。SBI議長のAsadiは、議長団がこれらの懸念を念頭に置くと発言、SBIはこの問題に関する結論書を改正することなく採択した。

SBI結論書: SBIはその結論書 (FCCC/SBI/2008/L.13) において、締約国がCOP 14およびCOP/MOP 4の作業量の多さから時間管理に懸念を抱いていると指摘する。またSBIは、ポズナニの宿泊施設の費用と部屋数に対する懸念も指摘し、事務局長に対し、ガーナのアクラでのAWG-LCA 3およびAWG-KP 5において、議長団ならびに締約国に最新の情報を提供するよう求め、議長団に対し、アクラでこの問題の最終決着を図るよう求める。



2009年の会合のアレンジについて、SBIは、3月／4月、そして8月／9月にAWG-LCAおよびAWG-KP会合期間を追加するよう提案、これらの会議は可能な限りボンまたは他の国連機関ないし国際機関の施設がある主要都市で開催することで合意し、途上国代表団の効果的な参加を可能にするためUNFCCCプロセス参加のための信託基金に資金を供与するよう求め、COP議長ならびに補助機関議長に対し、SBIおよびSBSTAの会合期間短縮など、2009年においてバリ・ロードマップに焦点を当てる方法を探るよう求める。

事務管理、資金、組織・制度に関する問題

2008-2009年度予算実績：6月4日、SBIの開会プレナリーで、事務局は議題書（FCCC/SBI/2008/3 and INF.6）を提出、ドル安による600万ドルの不足に注目するよう求めた。Wenhang Huang（中国）が非公式協議を開催した。本議題に関する議論は比較的単純で、大きな意見対立は見られず、SBIは6月13日、結論書を採択した。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2008/L.6）において、締約国に対し、不足分を補うため自主的に資金を拠出するよう求め、事務局長に対し、次の予算を検討する際には、為替レートの変動による影響を最小限に抑える措置をとるよう求める。

本部契約書の施行：この議題項目ではあまり大きな論点がなく、SBIプレナリーは6月13日、Asadi議長の結論書草案を採択した。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2008/L.3）において、ホスト国政府の代表が新しい会議場およびオフィスの建設工事についてそれぞれ2010年および2011年の完工予定であると確認するステートメントを発表したことに特に留意する。

その他の事項

6月4日の開会プレナリーで、フィリピンはG-77/中国の立場で発言、更なる議論が必要な問題として、適応基金の運用開始を挙げた。このため、適応基金議長のRichard Muyungi（タンザニア）は、同基金の活動を紹介するプレゼンテーションを行い、SBI議長のAsadiが「議長友人」による協議を開催した。この協議でも同議題に関するSBI結論書をまとめることができず、締約国は、本会合のSBI報告書においてMuyungi議長のプレゼンテーションに留意した。

閉会プレナリー

SBIは6月13日金曜日、閉会プレナリーを開催した。UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、ボンでのSBI、SBSTA、AWG-LCA、AWG-KPの結論が資金面に与える影響について、その概要を説明した。

同事務局長は、2009年にAWG-KPとAWG-LCAの会合を2回追加する場合、2回ともボンで開催するならば450万ドル/回の費用がかかり、ボン以外で開催するならば580万ドル/回かかると指摘した。同事務局長は、途上国の参加者を支援する費用として会合1回あたり140万ドルがかかり、事務局によるテクニカルペーパーおよび情報覚書の作成には、136万ドルかかると付け加えた。このほか、NWPでの追加作業が約200万ドルかかる。合計すると、1516万ドルの費用となる。同事務局長は、この作業を支援する資金の拠出を求めた。

その後SBIは、本会合の報告書（FCCC/SBI/2008/L.1）を採択した。

SBI議長のAsadiは、この2週間の会合を振り返り、全般にその成果に満足していると指摘した。同議長は、COP 14およびCOP/MOP 4を見据え、この会合にはボンを上回る6つのプロセスが含まれることから、参加者は集中して審議する必要があると述べた。同議長は、他の各議長および事務局への謝意を表し、「共通の事業のため共通の解決策」を見出すべく、多国間主義をとる必要があることを強調した。同議長は午後5時34分、SBIの閉会を宣言した。

会合の簡単な分析

老子の言葉に「千里の道も一歩から」という表現がある。気候変動交渉の世界の長い旅も、必ずボンを通り一歩を記すことになる、2008年のボンでの会合は、それ自体がゴールなのではなく、コペンハーゲンに向けた、そしてさらにその先を目指す長い旅のほんの一部に過ぎない。2007年後半にバリで描かれたロードマップは、長いだけでなく、複雑で、しかも様々な実質的、手続き上、ロジスティック上の障害が目白押しの道筋である。

交渉担当者にとり、今後18ヶ月間の大きな課題は、この複雑さをどのように管理するかであり、ボンでの会合は、交渉担当者がどのような壁に直面するかを如実に示す3つの要素を浮き彫りにした。

- 今回のボン会議は、AWG-LCA、AWG-KP、SBI、SBSTAの4つの補助機関が初めて同時に会合したものであり、6つの組織が会合するポズナニで何が待ち構えているかを予感させるものであった。
- ボンは、条約の下での長期協力に関する交渉について、実質的な問題を机上に載せたバリ・ロードマップの第一段であった。また議定書の下での交渉でも新たな段階を示すものであり、今後の議論がいかに複雑なものとなるかを予見させた。
- ボンの会合は、バンコクでのAWG会合からちょうど2ヶ月で開催されており、アクラでの次のAWG会合まで2ヶ月しかない。参加者は富めるものも貧しいものも、だれもが交渉日程の「苦し

みを味わい」始めており、今後18ヶ月間に（少なくとも）6回の補助機関会合を開催することが、組織面そして人的な面にどれだけの負担になるか戦々恐々としている。

この簡単な分析の項では、このような手続き面、実質面、組織面の複雑さを検証し、ボンでの会合を省みて、コペンハーゲンへの道筋を見据える。

手続き面の複雑さ：議題の構成とその激増

議題の激増は、条約自体と同じくらい古くから言われてきた。それでもまだ言われ続ける問題である。ボンでは、補助機関の数が増えたことで、同じ問題が異なる議題項目で議論される事態を招いた。締約国は、自国の議論したい論点をできるだけ多くの議題項目に入れ、議題のスリム化という不可避のプロセスを経ても残れるチャンスを最大限に高めようとし、この問題をさらにエスカレートしていった。このことは数多くの問題を招いており、たとえば、技術、緩和、バンカー油、CCS、京都メカニズムが、2つまたはそれ以上の議題項目の下、2つまたはそれ以上の補助機関で議論されることとなった。ボンでは、議題をスリム化する努力がなされたが、限定的にスリム化したに過ぎない。2013年以降の枠組みで合意するまでは、どの締約国も自分たちの優先議題を「保険」として「生かしておく」ことに熱をいれるものとみられる。

手続き上の複雑さも、微妙な問題となってきた。気候変動に関する長期協力の交渉は、2007年のバリ・アクションプランで立ち上げられた道筋（トラック）と、議定書の下での先進国のさらなる約束を定めるため2005年に立ち上げられた京都の道筋が並行して審議されている。この2つのトラックは、その発展段階が異なる。6ヶ月前に誕生したAWG-LCAのトラックは、数人の参加者が「ゆりかご時代」と称した情報の交換および新しいアイデアを出し合う（メキシコやスイス、ノルウェー、その他が提案した資金問題に関する様々なアイデアが含まれる）段階である。それよりも前に生まれた議定書の下でのトラックは、より発展した段階にある。タイミングが命であるプロセスにとり、これは進展をさらに困難とすることから、極めて重要である、しかも締約国は他の分野で妥協する前に自分たちの「優先課題」を進めるよう要求する場合が多く、各トラックの発展段階の違いはいっそう重要性を増す。こうなると、締約国がある新しい組織での進展を待つ間、交渉のトラックでもかなり先を行く別な組織はどう進めるべきか、疑問がわいてくる。

AWG-KPでは、2年をかけてアイデアや意見をとりまとめ、ボンでは、2013年以降の枠組に含まれる可能性がある項目のリストを完成させるばかりとなっていた。ところが、どの国もこのリストに自分たちの優先課題を入れようとした。このリストが2013年以降の気候体制に向けた今後の交渉の素地を提供すると思えば、これも理にかなっているかもしれない。しかし結果として、締約国が

望む全てのものを含めた「買い物リスト」あるいは「お願いリスト」という、扱いにくい、時には異論も出ようという長いリストになった。この事前交渉段階でも、極めて困難な議論となることは明々白々であり、LULUCFや京都メカニズムに関するマラケシュ・アコードの現行規則を変更する提案が多く出された。特に先進国と主要途上国の間に見られる緊張関係は、議長のHarald Dovlandがアクラでは「まったく新しい協力の精神」を求めるとして、多少失望感をあらわにしたことでも明らかである。AWG-KPの作業プログラムによると柔軟性メカニズムやLULUCFといった主要問題での結論書の採択が予定されており、このことを考えると、アクラでは、まさにそのような協力の精神が求められる。

これと対照的にAWG-LCAの場合は、今回の会合で初めて実施的な話し合いに入ったとはいえ、AWG-KPと違いまだ揺籃期にあることから、正式な「買い物リスト」は確立されておらず、緊張関係を生む素地はそれほど顕著になっていない。このためボンの会合では、ワークショップを活用してアイデアや情報を交換することが中心であった。しかし早ければアクラの会合あたりから問題の定義づけや交渉が本格的に始まると、状況が一変する可能性が高い。

本質的な複雑さの現れ

ボンの会合で参加者は、コペンハーゲンで最終決定しようとしている問題がいかに複雑なものかを味合わされた。CCSや原子力エネルギー、REDDのような意見が分かれる問題であろうとあるまいと、ボンの会合は、これらの問題に関する各締約国の立場が賛成であれ反対であれ、いかに強固なものか、その強さをさらに実感する会議となった。

ボンでのAWG-KP会議で持ち上がった特記されるべき問題の一つが、将来、マラケシュ・アコードを大幅に変更する可能性である。このアコードの議論を再開することは、気候交渉の「原子力オプション」のようなものと長く見られてきた問題であり、これはそのような変更が、京都議定書を実施するための重要要素について交渉を再開するという、極端に言えば後戻りを意味するためである。しかし特にLULUCFに関係するものなど、アコードの規定の中には第1約束期間の終了と同時に期限切れとなるものもあり、ある意味では避けられない問題である。アコードのどれだけの範囲の交渉を再開するか、たとえばメカニズムや算定規則といった問題の交渉も再開するかどうかは、今後のAWG-KPでも特に議論の的となるに違いない。しかしAWG-KPの「買い物リスト」に含まれる多数のアイデアは、交渉の再開を強く示唆する。



AWG-LCAでもこれから難しい議論が待ち受けている兆候があり、特に意見が対立しているセクター別アプローチや、REDDといったア克拉で議論される予定のものは困難な議論になると見られる。

京都議定書9条に基づく議定書の第2回レビューに向けた準備作業は、ボンでももっとも意見が対立した問題というのが一般的な見方である。ナイロビでのCOP/MOP 2決定書によると、このレビューはポズナニで行われる予定である。このレビューは、多くの先進国にとり、バリ・ロードマップの重要な要素であり、これが、議定書3.9条の下での附属書I締約国に焦点を当てるのが義務付けられるAWG-KPプロセスにおいても、附属書I国による更なる約束に焦点を当てる以上に広範な交渉に結びつく可能性があるとして、期待感を表明する国もある。これに加えて、いくつかの途上国は、議定書の下での適応行動を高めるオプションを探ることの重要性を強調する。ボンの会合では、文書の提出やテクニカルペーパー、ポズナニ会合前のワークショップなど、ポズナニのCOP/MOP 4でのレビューに向けた準備作業に焦点が当てられた。レビューの実質的な範囲および多様な主題に関するプロセスに関する交渉は、ポズナニの参加者が直面する課題でも最も複雑なものとなる可能性が高い。

今後の複雑な交渉：参加者も人間である

参加者がボンを離れ、ア克拉のことを考え始める中、多くのものが、抱えている作業量の多さを指摘、それがロジスチックや人に与える影響についてコメントした。今後18ヶ月の間に少なくとも6回の会合が予定されており、平均すると少なくとも3ヶ月ごとに会合することになる。このほか、通常のワークショップ、地域会合、UNFCCC理事会やグループ会合、準備会合や調整会合が予定され、UNFCCC以外にも各国代表が参加しなければならない気候関連の国際行事が目白押しである。こういった交渉のための準備にかかる時間を考えると、大多数の締約国が、UNFCCCの作業量をこなすことで精一杯となるのは、IPCCの科学者でなくとも明々白々であり、ましてそれぞれの国の国内政策での懸念に対処するどころではなくなる。大人数の代表団でさえ、どう対処するか首をかしげており、少人数の代表団にいたっては、これまでにない作業量に困惑の色を隠せないでいる。

航空料金は言うまでもなく値上がりしており、従来の資金面、組織面での障壁という意味でも、困難は避けられない。では人的な面ではどうであろうか？つまるところ代表団も人間なのであり、そのエネルギーにも限界があれば、我慢にも限界がある。すでに今後18ヶ月間の6分の1の時間（18ヶ月間中3か月）が気候交渉にとられるわけで、これまでは長時間の会議をこなす「スタミナ」を誇りとしてきた代表団の中から、「家族に優しい」スケジュール設定や会議施設など、過去に聞いた



こともない話が前面に押し出されてきた。ある参加者は、「免責の議論では、今後2年間に条約のおかげで多数の離婚訴訟が出てくる中での免責も議論しなければ」とジョークをとばすものもいた。圧力の高まりは不可避と見て、それに備えるためか、それともこれまでの参加者が燃え尽きたためか、ボンでは多くの新しい若い顔ぶれがならび、締約国もオブザーバーも、新しい参加者を訓練し、その能力を高めるべく、比較的「ゆったりとした」ペースでの会議という絶妙な機会を活用していた。

なぜ複雑性の管理が問題なのか？

ボンでの会合はそれ自体、気候変動交渉の歴史の中で重要な位置を占めるわけではなく、交渉自体もそれほど高い位置づけがされるわけではない。ボンでは何らかの成果を出さなければならない義務はなく、このため真の意味でのプレッシャーがかかるわけではない、もっともバリ・ロードマップを完走する時間の4分の1がすでに過ぎ去ったことを改めて認識するものもいた。

しかし、ボンは、参加者の大多数が自分たちの直面する課題の実質面、手順面、ロジスチック面の規模の全体像を認識させられた場として記憶に残る可能性がある。今後の作業量の多さに萎えたものもいたようだが、こういった課題と直面する必要があるかどうか、異論を投げかけるものもいた。ボンの会議の第一週に行われたSBSTAのIPCCに関するワークショップは、2013年以降の合意を求めることの重要性とともに、このプロセスがいかに複雑になってきたかを改めて認識させる時機を得た会議となった。今後数年間でも相当規模の世界的な排出削減が必要だと特に警告を発するプレゼンテーションも見られた。このような圧倒的な証拠を前にすると、その複雑さに対処する必要性など、気候変動に関する意味のある合意達成のため負担する可能性がある代償に比べれば、小さな問題であった。

今後の会議予定

ICAOワークショップ：航空輸送と炭素市場：このワークショップは国際民間航空機関（ICAO）の主催で、2008年6月18-19日、カナダのモントリオールで開催される。金融、産業、環境の専門家が集まり、国際民間航空輸送を世界の炭素市場に組み入れる方法を探る。詳細については右記に連絡：ICAO、航空輸送局、環境ユニット、電話：+1-514-954-8219, ext. 6321、ファクシミリ：+1-514-954-6744、電子メール：envworkshop@icao.int、インターネット：<http://www.icao.int/2008wacm/>

途上国の森林減少および森林劣化による排出量の削減に関する方法論問題のUNFCCCワークショップ：このワークショップは、UNFCCC COP 13決定書2/CP.13に対応して開催されるもので、



Earth Negotiations Bulletin
SB28
<http://www.iisd.ca/climate/sb28>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

「途上国の森林減少および森林劣化による排出量削減のための一連の政策手法およびプラスのインセンティブ」に関係する方法論問題の作業計画の一部である。このワークショップは、2008年6月25-27日、日本国、東京の国連大学本部で開催される。詳細については右記に連絡：UNFCCC事務局、電話：+49-228-815-1000、ファクシミリ：+49-228-815-1999、電子メール：secretariat@unfccc.int、インターネット：http://unfccc.int/methods_and_science/lulucf/items/4289.php

G8サミット：G8サミットは、2008年7月7-9日、日本の北海道で開催される。詳細は右記に連絡：日本外務省、電話：+81-3-3580-3311、インターネット：<http://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/2008/index.html>

「気候変動の金融課題と推進方法」に関する国際会議：この会議は、2008年8月15-17日、バングラデシュのダッカで開催される。バングラデシュの本部を置くシンクタンク、Unnayan Onneshanが企画するこの会議は、気候変動と戦う緩和活動を支援する資金メカニズムに焦点を当てる。詳細は右記に連絡：Nazmul Huq, Unnayan Onneshan、電話：+880-2-815-8274、ファクシミリ：+880-2-815-9135、電子メール：nazmul.huq@unnayan.org、インターネット：<http://www.unnayan.org>

UNFCCCの下での長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第3回会合、および京都議定書の下でのAWGの第6回会合：条約の下での長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-LCA) の第3回会合および議定書の下での附属書I締約国によるさらなる約束に関するAWG (AWG-KP) 第6回会合は、2008年8月21-27日、ガーナのアクラで開催される。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局、電話：+49-228-815-1000、ファクシミリ：+49-228-815-1999、電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int>

気候変動に関する政府間パネルの第29回会合 (IPCC-29)：IPCC-29は2008年9月1-4日、スイスのジュネーブで予定される。この会議は、IPCCの創立20周年を祝うものである。詳細は右記に連絡：IPCC事務局、電話：+41-22-730-8208、ファクシミリ：+41-22-730-8025/13、電子メール：IPCC-Sec@wmo.int、インターネット：<http://www.ipcc.ch/>

気候変動政策の観点における伐採木材製品のワークショップ：このワークショップは、2008年9月9-10日、スイスのジュネーブで開催される。国連欧州経済委員会 (ECE)、欧州森林保護に関する閣僚会議 (MCPFE) およびスイス政府の主催で、伐採木材製品 (HWP) の代替効果と炭素貯留に関する情報を提供し、HWP算定の基本原則と各国の経験を提示し、各利害関係者のHWP算定による機会と影響を検討する。ワークショップの成果は、2008年12月、ポーランドのポズナニでのUNFCCC COP 14などその後に開催されるいくつかのイベントにも提供される。詳細は右記に連絡：Sebastian



Earth Negotiations Bulletin
SB28
<http://www.iisd.ca/climate/sb28>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

Hetsch, UNECE/FAO材木部門、電話： +41-22-917-4170、ファクシミリ：+41-22-917-0041、電子メール：sebastian.hetsch@unece.org、インターネット：

<http://www.unece.org/trade/timber/workshops/2008/hwp/>

モントリオール議定書の第20回締約国会議（MOP-20）：この会議は、2008年11月16-20日、カタールのドーハで、ウィーン条約第8回締約国会議と合わせて開催される予定である。詳細は右記に連絡：オゾン事務局、電話：+254-20-762-3850/1、ファクシミリ：+254-20-762-4691、電子メール：

ozoneinfo@unep.org、インターネット：<http://www.unep.org/ozone/>

UNFCCC第14回締約国会議（COP 14）および京都議定書第4回締約国会合（COP/MOP 4）：

UNFCCC COP 14および京都議定書COP/MOP 4は、2008年12月1-12日、ポーランドのポズナニで開催の予定。同時にUNFCCC補助機関第29回会合、長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ（AWG-LCA）の第4回会合、および議定書の附属書I締約国のさらなる約束に関するAWG

（AWG-KP）第6回再開会合も開催される。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局、電話：

+49-228-815-1000、ファクシミリ：+49-228-815-1999、電子メール：secretariat@unfccc.int、インターネット：<http://unfccc.int>

用語集

AAU	割当量単位
AOSIS	小島嶼国連合
AR4	IPCC 第4次評価報告書
AWG-KP	京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する アドホック・ワーキング・グループ
AWG-LCA	条約の下での長期的協力の行動に関するアドホック・ワーキンググループ
CCS	炭素回収貯留
CDM	クリーン開発メカニズム（CDM）
CGE	非附属書 I国国別報告書に関する専門家諮問グループ
COP	締約国会議
COP/MOP	締約国会合として機能する締約国会議
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
GEF	地球環境ファシリテーター



Earth Negotiations Bulletin
SB28

<http://www.iisd.ca/climate/sb28>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
JI	共同実施
LDCs	後発発展途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化及び林業
MRV	計測、報告、検証
NAPA	国別適応行動計画
RAF	資源割当枠組
REDD	途上国の森林減少および劣化による排出量の削減
SB	UNFCCC補助機関
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学、技術上の助言に関する補助機関
SIDS	小島嶼後発途上国
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © enb@iisd.org is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Miquel Muñoz, Ph.D., Chris Spence, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org and the Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI kimo@iisd.org. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV) and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2008 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies – IGES) and the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute – GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). Funding for the translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Ministry of Environment of Spain. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at kimo@iisd.org, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at SB 28 can be contacted by e-mail at chris@iisd.org.



Earth Negotiations Bulletin
SB28
<http://www.iisd.ca/climate/sb28>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

GISPRI 仮訳